

島津家歴代制度卷之四拾五 正徳延享

候、家内札ノ者②紛敷者可有之候間、委曲相糺不正者一切差免間敷候、

一御城下士ニ罷成候テ武芸・筆算其外芸能③ニ相懸有之者ニ候ハ、可差免候、当人何ノ芸能モ無之、衆並ノ御奉公モ不仕得者ハ差免間敷候、

一兼々ノ行跡不宜者ハ差免間敷候、

一最初御城下へ中宿仕候テ下劣ノ家職仕居候者ハ差免間敷候、

一前方ハ吟味大形ニ有之、隠居又ハ末子ニ成居候テ鹿児島養子ニ罷成企イタシタル者モ為有之由候、此仕形到テ不宜事候間、可被入念候、

一幼年ヨリ於鹿児島生立、田舎ノ仕業難成候付、外城ノ儀ハ隠居ノ体ニ罷成又ハ末子ニ成居候者ハ、鹿児島ノ御奉公ハ相応ニ可相勤者又ハ諸芸モ相応ニ有之候段諸人モ存候程ノ者、田舎へ立帰候テハ渡世宮難成旨願出候ハ、可差免候、

一外城衆中多年鹿児島へ罷在、何ノ芸能モ無之者願出候ハ、畢竟右通ノ養子可取組体ニ相心得候間、右式ノ者ヲ願出候トモ差免間敷候、

養子成

跡式継目

与帳前書

諸願書案

養子成御格式

三三三〇

一鹿児島士、外城ヨリ養子願申出候儀ニ付テハ被定置旨モ有之候、委細ノ段ハ与頭中へ申渡置候、依之外城ノ者養子ニ願出候節、人柄左ノ趣ヲ以相シラヘ候上、証文出可申候、

一外城衆中養子取組候者、於外城衆中無別条者ヲ可差免

一 最前家来ニ成居候テモ、重役ノ人若党ノ格式ニ召仕候

者又ハ由緒有之者ヘ為見馴相付罷在候者ハ格別ニ候、

身上致逼迫為稼致奉公、刀ヲモ不差程ノ下劣ノ業ニテ

致奉公候者、由緒申立、外城衆中ニ立婦、付衆中等ニ

罷成候テモ、於御当地衆並ノ御奉公不相応ニ候間、其

身又ハ子共ヘモ差免間敷候、

一 外城衆中ニ御赦免被仰付候者ヲ養子ニ願出候ハ、差免

間敷候、三四代相過養子ニ願出候者ハ吟味ノ上於無紛

ハ可差免候、

一 前方養子ノ致取組候者、子細有之、其節養子ニ不被仰

付者、多年ヲ経候テ初テ養子ニ取組候趣ニ申出候モ可

有之候間、右式ノ儀無之様可入念候、

右ノ趣ヲ以、惣テ紛敷儀無之様入念相シラヘ可差免候、

此段所囓中ヘモ申聞、役代ノ節時々次渡、後年狼ニ無

之様堅可被申渡置候、若大形ノ儀於有之ハ地頭並囓役

可為越度候、以上、

正徳三己九月

三三三

組頭ヘ申渡候覚

一 御当地土外城ヨリ養子仕候儀ハ、差立候家柄名跡ヲ被

立置候マテノ儀其外血筋付テ無執申立、又ハ縁モ無之

及渴命候者、又ハ為差立家筋ニテモ無之逼迫者ハ御当

地中ヨリ養子ニ罷成者モ^⑧無之、一門中之儀も当分之

飢寒ハ^{後之}鋪候而も△養子相応ノ者ハ無之、且又及老年候

マテ無妻候者ハ跡目断絶ニ可罷成候間、右体ノ者ハ外

城ヨリ養子御免ニテ跡目相続可被仰付候、依之委細左

ニ相違候、

一 其身代別立候者ヨリ外城養子願出候トモ被召上間敷候

事、

但、別立ニ付テ子細モ有之者、依其訳御取訳モ可有

之候、

一 士ニ不似合所行其外ニ付テ御勘気ヲ蒙候カ、又ハ御詮

議ノ旨有之、籠舎・遠慮・逼塞等被仰付置、未何様共

不相究内ニ相果候者ハ、外城養子追テ願出候トモ被取

上間敷候事、

但、御詮議埒明、遠流・寺入・逼塞・遠慮等ノ御咎

目被仰付、未被召直マテノ内ニ果候者ハ、跡目願出候ハ、時々可被得内意候、

一外城ヨリ養子ニ罷成候者又ハ外城ヨリ致養子跡目相統為仕度由申出候ハ、願出候者ノ家筋相札可被得内意候事、

一士ニ御赦免被仰付候者、其身代外城ヨリ養子御免ノ願申出候トモ被取上間敷候事、

一数十年前ニ究候テ名前与帳ニ無之者ノ名跡、外城ヨリ養子願出候トモ被取上間敷候、与帳名ハ相殘罷在人ノ名跡ニ候ハ、右格式ヲ以相札候上、取次可被申出候事、

但、与帳ニ名無之候テモ歴々ノ筋目又ハ忠節ノ筋目由緒等有之者ハ可被得内意候、右ノ外難心得儀有之候ハ、幾度モ可被得差図候、

一養子ニ願出候者、芸能ノ儀諸人師匠イタシ候程ノ者多ハ無之積ニ候、別テ不至芸能ニテモ大底御用ニ相違候程ヲ具ニ承届、尤、筆算ノ儀相違候哉、手跡ノ儀見届程ニ仕候テ御格式相当ノ者ハ可被申出候、乍然右通ノ者ニテモ人体不宜又ハ素立不宜者ハ差免間敷候、筆算

又ハ何ノ芸^⑨モ無之者ハ養子被仰付間敷候、向後右之通相心得、一涯入念相調可被申出候、

一往外城養子御免ノ願申出候者、其節御免無之候処、多年ヲ経候テ初テ申出候体ニ願出候者、別テ不宜事候間、右式ノ有無可被問届候、後家並娘トモヨリトシテ願出候節、表方士案内ノ者ニ頼入由候得ハ、筋違ノ儀モ有之事候間、此段可被入念候事、

一表向ハ無高ニテ難統由申立者ノ内ニモ内々^⑩ハ渡世相違者トモ、有之由候間、此段可被入念候事、

一家筋付テハ、無拋親類中ニ相統可仕者偶乍有之、外城ヨリ致養子候得ハ合力ヲモ致由付テ、類中ニモ相応ノ者無之体ニ申出候者モ有之由候間、此段時々入念可被相改候事、

一外城養子御免被成候先例ヲ以願申出候ハ、有之候節ノ書留マテニテハ同前相心得、其者ノ実儀相替儀モ可有之候間可被入念候事、

一座付士ヲ表方士ノ養子ニ願申出候ハ、右外城養子ノ格ヲ以相シラヘ可被申出候、

右之通ニ被相心得入念相シラヘ候上可被遂披露候、初

テ地頭職被仰付候人ハ委細ノ儀不存、所役人トモ申口ニマカセ証文出儀モ可有之候間、是又可被入念候、少モ疑敷儀於有之ハ此趣帳面ニ書留置候マテニテハ後年吟味ノ不宜モ可有之候間、内改被仰付候節ハ時々此旨可被申伝候、若大形ノ儀於有之ハ与頭中可為越度候条、緩セ無之様ニ可被相心得候、諸地頭へ申渡置候書付為見合相渡置候、以上、

享保三戌七月

御家老座

三三三三一

一座付士ヲ表方士ノ養子願出候節ハ、外城養子ノ格ヲ以相シラへ可申出旨先年被仰渡置候、右御格式ヲ以相シラへ候へハ申出様付テ難致事モ有之候故、此節左之通被相達候、^⑧座

一座付士ヲ表方士ノ養子ニ願出候節ハ、養子ニ罷成候者ノ行跡又ハ何方座付ニ何頃御赦免被仰付候訳、且又筆算等モ相応有之、其外一往ニテモ下輩ノ仕業不仕儀トモハ外城養子ノ格ニ相糺、以其趣近所並其座支配ノ肝煎証文ニ奉行承届無別条旨ノ添書証文養子方へ相渡、

其節外城養子願申出候様ニイタシ、組ニ相付可申出候、一養子ニ成候者ノ実父方ヨリ、私^二男^一何左衛門事、表方士何左衛門養子内々申談候付テ、其御座御暇ノ願申上候処、何某御取次ニテ願之通御暇被下候条、御法之通願可申出旨支配頭ヨリ被仰渡候、依之御法之通証文取揃、何左衛門方へ遣候間、願之通被仰付度旨与々相付可申出候、

右ノ趣、与頭其外可承座々へ可被申渡置候、以上、

享保九辰二月

(伊集院久矩
藏人)

三三三三三

一家督ノ者相果、跡職延ノ願申出候節、月数ヲ以願出来候へトモ紛敷候条、右体延ノ願申出候者有之候節ハ日数ヲ以申出候様時々可被致候、

延享元子十二月

中務

三三三四

一養子家督ノ者違変不致候テ不叶訳有之節ハ、跡相統ノ者見立、其跡へ仕居置、其者ハ隠居ノ願可申出候、已

後依申分本家ニ立帰候様ニモ可被仰付旨、正徳三年被

仰渡置候へトモ、向後養子難逐者於有之ハ双方親類熟

談ノ上致意見、何ノ筋ニモ違変不致候テ不叶儀有之候

節ハ其身隠居ノ願ニ不及、違変於御免ハ跡養子ノ儀ハ

親類見合、追テ可願出候趣ノ書付ヲ以可申出候、

一 小番・大番俸へ代番願ノ儀、御家老承届差免事候へト

モ、已後ノ儀当番ノ節差支候者ハ不及願、小番ハ嫡子

又ハ小番ノ内名代番、大番ハ嫡子・二男・三男又ハ大

番ノ内名代番被仰付候、

但、一代小番・新番ハ嫡子名代番不被仰付候、同格

ノ者名代番可差出候、

一 諸士子トモ角入・前髪取年生被究置候へトモ、向後ノ

儀年生ノ究ニ不及、初テノ 御目見相濟、勢比相応相

見得候者ハ与頭可被申出候、御家老見分ノ上何分可申

渡候、

一 諸所へ勤方ニテ引越居候者、田舎入御暇被下置候者ノ

子トモ角入・前髪取ノ願、初テノ 御目見相濟、勢比

相応ニ相見得候者御当地へ不及差越、其所ヨリ与頭へ

相附願可申出候、不及見分何分ニモ可申渡候、

一 諸人御礼事等屹立候願書ハ、堅紙其外ノ儀ハ文言依長

短、堅紙・横紙相用候様被仰渡置候へトモ、向後ノ儀

堅紙・横紙ニテモ勝手次第可相用候、

右之通、表方へモ致通達、御側方・御勝手方へハ写ヲ

以可相達候、

(島津入正)
大藏

三三五

一 其身代ニ別立候者、他ノ養子ニ罷成候ハ、最前別立

候名跡ハ被召立間敷候、

一 二男屋敷、依願被下事候へ共、漸々多人數ニ罷成、可

被下屋敷モ無之付、向後二男屋敷被下間敷候、

一 新規ニ被召立候者へ屋敷被下候儀ハ格別候、

一 外城衆中ノ儀モ、其身代ニ別立候者他ノ養子ニ參候ハ、

最前別立候名跡ハ被召立間敷候、二男三男居屋敷ニ現

地ハ不被下、切明屋敷ノ儀ハ此内ノ通御免可被成候、

右之通、此節御法被相定候間可得其意候、此已前ヨリ

御人少ニ付テ、少ニテモ士人体相重候様ニトノ儀ニテ、

別立候者他ノ養子ニ罷成候テモ別立ノ名跡ハ被召立候

一 処、近年多人数ニ罷成候故右之通不被召立候、且又屋敷願ノ者モ多人数有之、可被下屋敷モ無之候付、現地ノ内居屋敷被下候ヘトモ、年々願ノ者多罷成、現地ハ漸々ト相禿候、出家・山伏成ノ儀モ前方ハ御人少ニ付テ二男マテハ御免不被成候処、近年多人数ニ罷成候付テ二男ヨリ被差免、依申分ハ嫡子ヲモ御免被成事候、右段々付テ、古キ御法候ヘトモ、此節被相改候、尤、別立候者自分ニ居屋敷ヲ求罷居候儀、且又別立ノ願申出候儀ハ無御構候間、此中ノ通可相心得候、

正徳五年五月十六日

島津内記

御城代

御家老

若^御年奇

大御目付

三三三六

一 養子イタシ候者、養子ヲ返シ候儀有之時、最前致養子候已後実子出生候共、其実子家督ニハ被仰付間敷候間、又養子ヲ可奉願候、然共相返シ候養子、何トソ行跡悪

敷候品有之候カ、病氣ニテ決テ御奉公難成儀ニ相究、^{令脱之}養返シ候トモ、頭支配トクト承届、実方ヘモ相尋、無相違候ハ、其品申上、頭支配ヨリ実子ヲ家督ニ可奉願候、軽キ病氣又ハ養父ノ心ニ叶不申候一通ノ儀迄ニテ養子返シ候跡ハ、実子ニ家督ハ被仰付間敷候、

但、右実子御奉公被仰付間敷トノ儀ニテ無之、分地奉願候カ外ニ養子ナトニ遣儀ハ可為勝手次第候、以上、

右之通、從 公儀被仰渡、

享保七寅六月十五日

三三三七

一 御城下士直子無之者外城養子ノ願、外城ニテ高致所持直ニ其高持出候者マテ被成御免儀ニ候、然トモ右高永損地又ハ持留高等ニテ無納ノ高持越候テモ仮令マテニテ詮無之候間、右体ノ高持出候者ハ向後御免被成間敷旨被仰渡、

宝曆十三未八月廿二日

(島津久健)
左中
(島津久健)
仲

一 從已前、二男・三男・末子他家へ養子ニ遣候已後、可致相統管ノ男子相果或病身ニ相成、外ニ男子有之候テモ幼稚ニテ相統難成者ハ、依願養子ニ遣置候男子本家返リ御免被仰付来候へトモ、其家ニ罷居候男子ニ候へハ幼稚ニテモ相統可為致儀ニ候処、本家婦ノ願申出相統為致候儀自由ケ間敷筋合候条、已来相統可致男子有之者へハ本家婦御免被仰付間敷候、男子有之候テモ病身ナトニテ相統難成、外ニ男子無之者へハ已前ノ通本家婦リ御免可被仰付旨、江戸ヨリ申来候旨被仰渡、

安永四未五月

(島津久健)
仲

一 嫡子ヲ養子ニ遣候事、無抛申立願出候付吟味ノ上被仰付事候処、内々ノ訳合ニテ致違変、本ノ通嫡子ニ相立、男上リ致居候本家嫡子ヲ二男ニ男下リ願出候儀、甚以自由ケ間敷事候条、向後右体違変御免被成間敷候、本家相統ノ儀ハ格別候へトモ、是以其節ノ吟味次第可被仰付旨被仰渡、

一 嫡子相果候カ、又ハ養子ニ遣候節、二男ヲ嫡子ニ願申出、右ニ準、三男以下男上リ相願、二男以下右同断ノ節モ依願男上リ御免被仰付儀候へトモ、向後左之通被仰付候、

一 嫡子相果又ハ養子ニ遣候節、嫡子成願ノ儀ハ只今マテノ通ニテ、三男以下男上リ不被仰付候、乍然右ノ内御支族又ハ為差立家筋ニテ二男三男ニ男上リ有之候得ハ、家格・進上物等宜相成候家柄ノ面々ハ是マテノ通男上リ願申出、家柄・進上物等ニモ不相掛家筋ハ嫡子成ノ外男上リ願申出ニ不及、生ノ成ニテ被差置候、

一家格・進上物等ニ不相掛、嫡子養子違変ニテ立帰候者ハ本家ノ長子ニ被入置、已後別立ヲモ願出候節ハ諸事其家ノ二男格式ニ被仰付候、尤、男上リノ儀前条之通被仰付候付、二男已下養子違変ニテ立帰候者ハヲノツカラ本ノ生ノ次第ニ入来管候、

一嫡子以下進上物等格式宜者、養子遣候跡男上リ致居、

違変ニテ立帰候者本ノ姿ニハ不被仰付、其家ノ末子格式ニテ本家ノ家内ニ被入置、別立願出候ハ、諸事其家ノ末子同様ノ格式ニ被仰付候、乍然二男三男ヘ男上リ無之者ハ違変已後二男又ハ三男ノ場ニ可被仰付候、右之通、於江戸格式被相替候旨被仰渡、

安永八亥四月十八日

三三四一

一嫡子ヲ他家ノ養子ニ遣候儀ハ、実家ノ訳ヲ以願申出候

テモ向後御免被仰付間敷旨被仰出候段被仰渡、

天明五巳八月廿日

(喜入久福)
安房
(島津久起)
近江

三三四二

一別立被仰付置候人他家養子願ノ節、其身家跡ハ不被召

立筋ニ申出候者、是マテ御免被仰付候ヘトモ、以来ハ為差立訳合無之家筋マテモ本家ハ格別、他家ヲ統自分

家跡ヲ禿候儀不可然候、依之向後ハ御免被仰付間敷候、

尤、別立居候テモ差迫等ニテ御奉公難相勤体罷成、本

家ヘ引取其家跡不被召立筋願出候者ハ御免可被仰付候、其者本家家内ニ罷成候上^①ハ他家養子ノ儀願出候ハ、其節ハ御免可被仰付旨被仰渡、

天明五巳十二月

(島津久金)
伊賀

三三四三

一家督ノ者他家ヘ養子ニ差越候儀、且嫡子ノ儀サヘ部屋

栖ニテ候ヘトモ、本家等ノ訳合無之外ハ御免不被仰付

事候付、其身代別立家督ニ罷在、ソノ嫡子又ハ二男等

家跡ヘ残置、他家ヘ養子ニ罷成候儀不相成、尤、嫡子

トテモ同前ノ儀候間、已來心得違ノ儀トモ無之様、向々

ヘ通達可致候、

天明六巳十一月

伊賀

三三四四

一養子ニ参候者致家督候後養子違変ノ儀、是マテ願出来

候得トモ、向後御免被仰付間敷候、且又実家相統ノタ

メ如元立帰候儀モ同断ノ事候、於養家部屋栖ニテ罷在

候ハ、依訳合ハ養子違変可被成御免候、是トテモ実家
為相統立帰候儀ハ自由ケ間敷儀故、被成御免間敷候、

此旨致通達候、

天明七未七月十八日

(島津久邦)
和泉
(養州東祐)
大炊

三三四五

一 出家成ノ儀、三男ヨリ御免被成来候ヘトモ、此節ヨリ
士並外城士ノ子トモ二男ヨリ御免、家来ノ者ハ主人
次第嫡子ニテモ御免、右ノ外出家成ノ儀ハ此内ノ通被
仰付置候旨被仰渡、

宝永二酉十一月十二日

三三四六

一 其身ヨリ願ニテ致外城養子候者ハ、其養子代ニハ高五
十石ニハ被仰付間敷候、悴代ニハ五十石已上ニモ可被
仰付候、座付士ヨリ表方士ノ養子ニ罷成候者モ右同
断、右体ノ者三四代過候ハ、百石成御免可被成候、座
付士ヨリ表方士ノ養子罷成者モ右同断、

一 右ニケ条ノ通ノ御定ニ候ヘハ、其身ノ功又ハ無隠手柄

等イタシ候者ハ、其身代ニモ鹿兒島代々士同前ノ御法

ニ可被仰付候条、諸奉行等ニモ右体ノ者見合可申候、

一 依願外城養子被仰付候者、御太刀進上又ハ小番相勤候

家筋致相統候テモ、其家ノ格式一段被相下御法ニ候ヘ

トモ、御見合ヲ以養子ニ被仰付候者、向後其家ノ格式

ノ通可被仰付候、

一 外城衆中、無隠手柄ナトイタシ鹿兒島士ニ被仰付候者、

且又思召ヲ以被召出候カ、又ハ芸能ニ付被召出候者ノ

儀ハ、常体依願養子被仰付候者トハ訳モ相替候条、向

後右体ノ者高上リ其外諸事鹿兒島代々士格ニ被仰付候、

座付士モ同断、以下略、

享保三年戊七月仰渡、

三三四七

一 外城ヨリ鹿兒島士養子罷成候者、向後ノ儀外城ニテ持
高致所持、直ニ其高持出候者マテヲ御免可被仰付候、
無高ニテモ無抛血筋又ハ為差立訳有之依願ノ趣ハ被仰
付儀モ可有之候、

右之通、向後被仰付候条、表方へ致通達、御側方・御
勝手方へハ写ヲ以可相達候、

但、諸外城役人トモへハ地頭並月番御用人ヨリ可申
渡候、

1元文巳五月十日
享保十巳五月

主殿

三三四八

一他家養子参居、病身相成、養子致相統体無之訳ヲ以違
変被仰付候(者カ)ハ、無間モ御奉公方相願候者モ有之由、不
都合ノ儀ニ候間、右式取違ノ儀共無之様相心得、尤、
往々致快氣御奉公方相勤体罷成候節ハ其段支配頭へ申
出、何分差図ノ上可取計旨被申渡候様、可承向へ可申
渡候事、

寛政七年卯十月

(伊勢尾尾)
播磨

三三四九(の1)

一養子イタシ候者、若養子ヲ返シ候儀有之時、最前養子
イタシ候已後実子出生候共、其実子家督ニハ被仰付間
敷候間、又養子ヲ可奉願候、然トモ右返シ候養子何ソ

行跡悪敷候品有之候カ、病気等ニテ決テ御奉公難成儀
ニ相極リ養子返シ候ハ、頭支配ヨリトクト承届、実
方へモ相尋、無相違候ハ、其品申上、頭支配ヨリ実子
ヲ家督ニ可奉願候、輕キ病気又ハ養父ノ心ニ叶不申候
一通ノ儀マテニテ養子返シ候へハ、実子ニ家督ハ被仰
付間敷候、

但、右実子御奉公被仰付間敷トノ儀ニテハ無之候、
分地奉願候カ外ニ養子ナトニ遣候儀ハ可為勝手次第
候、以上、

享保七年寅五月

(三三四九の2)

右之通、從 公義被仰渡候間可奉承知候、此旨支配中
へ可致通達候、以上、

寅六月

将監

(三三三三六号文書に同じ)

三三五〇

一八歳已下ノ者養子成ノ御礼、是マテ名代ヲ以進上物差
上、御礼相濟候筋願出事候へトモ、已来ハ 御目見仕

候年生ニ相成候節願可申出候、尤、八歳已下ニテ家督

三三五三

ノ者ハ有来通名代御礼可被仰付候、左候テ、右体相済候者初テノ 御目見別段不被仰付事候ヘトモ、已来ハ

一鹿兒島士直子無之、外城養子願出候節、代々御奉公勤

御目見仕候年齢相成候節願出候ハ、家督已後猶又

来候者、且又四代目相続仕来候者、由緒有之者ノ願書等可被取揚、其外故モ無之者ハ不被取揚旨被仰渡、

御目見可被仰付候条、此旨致通達、可承向々ヘモ可被申渡候、

元文二年巳三月

安永五年申十二月

(新納久謹)
波門

三三五四

三三五一

一外城養子ノ儀ハ養父格式ノ通ニハ不被仰付、一段引下ケ可被仰付旨被仰渡、

一外城ヨリ御城下士養子願出候者、外城ニテ持高致所持、直ニ持出候者マテ御免可被成旨被仰渡、

享保六年丑九月廿五日

三三五五

三三五二

一座付士表方士ノ養子ニ願出候ヘトモ、其身代別立故、御取揚無之事、

一諸士、養子・繼目養子其外申出候節、子共召列養子罷成候者又ハ何男ニテモ残置養子罷成候旨ハ、何分ノ訳願書ニ記可申、御目見不相済者ハ不及其儀旨被仰渡、

享保九年辰十月

宝曆八年寅六月

三三五六

一御城下士末子ノ内、座付士養子ニ被仰付致違変候者ハ、

向後御城下士婦參不被仰付、何方附士何某先養子ト可
被仰付旨被仰渡、

明和二年酉十月

三三五七

一 寄合以上ノ家来ヨリ外城衆中養子願出候者ハ、三四代

家来ニテ從弟ノ続マテヲ御免可被仰付旨被仰渡、

宝曆七年丑七月

三三五八

一 親相果、二男へ繼目願出候節ハ、嫡子相果候訳願書ニ

相記候様被仰渡、

明和四年亥三月廿三日

三三五九

一 八歳以下ノ者養子成ノ御礼、是マテ名代ヲ以進上物差

上御礼相濟、上納被仰付候へトモ、以来ハ年生ニ相成

候節可願出、且家督ノ人ハ是マテノ通候旨被仰渡、

安永五年申十二月

三三六〇

一 附衆中ヨリ所高四石余持越養子願出候へトモ御免無之、

右一件付、段々先例シラへノ趣有之候事、

安永四年未七月九日

三三六一

一 外城養子願申出候者、先外城養子ノ儀願出蒙御免、其

後人柄願申出御法候へトモ、向後兩度不及申出、内々

養子罷成候者承立候上ニテ、願之趣ハ、御当地士ノ内

養子罷成候者無御座候付、外城養子被仰付度候、於御

免ハ何方外城何某願ニ存候、高何程持来候訳一紙書記、

願書可差出候、外城ヨリ高不持来者ハ養子御免不被成

候、乍然無拠由緒有之者ハ被仰付者モ可有之旨、此内

被仰渡置候、右体ノ者願出候節モ是又由緒ノ訳委細同

前可書出旨被仰渡、

元文二年巳十一月廿二日

(榊山久初)
主計

三三六二

一 小番家格ノ者へ血筋ニテモ大番ノ者他家ヨリ養子參候

願ハ取揚間敷旨、先年申渡置候ヘトモ、向後左之通可被相心得候、

一 小番筋ノ者養子且又掣養子願ノ儀、親類ノ内ニ無之、他家大番二男三男家内ニ罷居候者願出候者、

一 右同断養子願、養父ヲ致介抱候養子ニテ無之候ヘハ難成者、親類ノ内ニ相応ノ者有之候ヘトモ致介抱貯無之者ニ候間、他家ノ者ニテモ致介抱者モ養子願出候儀、大番・小番無差別候、

一 其身代別立居候者、依願養子ニ參候者、養父方ヘ持高等モ持越、自分跡目ハ不被召立様願出候者、又ハ養子參候自分跡目者致養子度旨申出候者、

右通ノ願ハ致次書被差出候様可申渡旨、(島津久要)本殿ヨリ被仰渡、

元文四年未十月十七日

三三六三

一 島津市太郎家来邦永勘兵衛事

右、市太郎附衆中郡山預有馬金左衛門跡養子、右勘兵衛へ被仰付候節、御格之通申渡有之候、其節ハ服忌受

ノ沙汰存候者故、其節ヨリ地頭手前へ申渡、忌服受ノ儀鹿兒島士繼目養子ニ準シ被仰付筈ニ相成候事、

延享二年丑十二月十三日
取次
蒲生十郎左衛門

三三六四

一 掣養子ニ罷成者無拋訊ニテ養子於難逐ハ、御法様ノ書物ヲ以、跡相統ノ養子養父ヨリ見合可申、養父死後ニテ候ハ、其家ノ親類トモヨリ見立可申出候、願之通違变被仰付候ハ、本家ニ立帰候様ニ被仰付度旨可申出候、一願之通被仰付候ハ、於本家最前ノ通、二男三男何ト帳面ニ記置、何某父養子先カ府書可致置候、本ノマ、(肩書カ)

一 初テノ 御目見不致者養子罷成、於養子家養子成ノ御目見不相濟、違变ノ後於本家初テノ 御目見奉願度旨於申出者、本家ノ家督ヨリ組頭へ可願出候、左候ハ、組頭中委遂吟味候上、右ノ者兼テノ行跡等宜、被召仕候テモ相勤候器量又ハ何ソ芸能等モ有之候段無別条旨承届候ハ、其趣ヲ以組頭 御目見ノ願可申出候、尤、所行惡敷、何レノ芸能モ無之、不相応ノ者候ハ、

御目見願与頭ヨリ申出間敷候、

附、本家ニ立帰候後、御目見不被仰付内ハ、尤、

何レノ御奉公モ申付間敷候、

一於本家初テノ御目見相濟候ハ、右同断聲養子違変

ノ後本家ニ立帰候節、又々於本家御目見被仰付ニ不
及候条、右相達候通、何某先養子ト帳面ニ可記置候、

右ノ者兼テ行跡等宜、被召仕候テモ相応ニ相勤器量又

ハ何ソ芸能等モ有之段、無別条旨承届申候ハ、以時
節其訳与頭ヨリ可申出候、其後吟味ノ上御奉公方可申

付候、尤、与頭ヨリ申出無之内ハ何御奉公モ申付間敷
候、

一養父並養子ヨリハ可及違変子細モ無之候ヘトモ、養

子ノ妻氣任ノ仕形有之、何様ニ異見イタシ候テモ不致
承引、夫故夫婦ノ縁難逐、養子違変ノ筋ニ罷成者モ有

之候、右体ノ女ヘハ親類中ヨリ折角異見可申聞事ニ候、
乍其上氣任ノ申分申通候ハ、タトヘ血筋断絶候トモ

右女隠居致サセ、養子ノ儀ハ致相統候様ニ可有之候、
右之通、組頭致承知可申渡候、

正徳三年巳八月

取次

蒲生十郎兵衛

三三六五

諸地頭ヘ申渡覚

一鹿兒島士外城ヨリ養子願申出儀ニ付テハ被定置旨モ有

之、委細ノ儀ハ与頭中ヘ申渡置趣候、外城ノ者養子ニ
願出候節、人柄左ノ趣ヲ以相シラヘ候上、証文出可申

候、

一外城衆中ノ子養子ニ取組候者、於外城衆中無別条者ヲ

可差免候、家内札ノ内ニハ紛敷者可有之候間、委細相
糺、不正者ハ一切差免間敷候、

一御城下ニ罷成候テ武芸・筆算其外芸能等相応有之者候
ハ、可差免候、当人何ノ芸能モ無之、衆並ノ御奉公モ

不仕得者ハ差免間敷候、乍然養子ヘ願出候者ヘ芸能諸
人致師匠候程ノ者多ハ無之積ニ候、別テ不到芸能ニテ

モ右体御用ニ相達程ヲ具ニ承届、筆算ノ儀相達候哉手
跡ノ儀ハ見届、御格式相当ノ者候ハ、証文可出候、右

通ノ者ニテモ人体不宜又ハ素性不宜者ハ差免間敷候、
一兼々ノ行跡不宜者ハ差免間敷候、

一最初御城下ヘ中宿仕候テ下劣ノ家職仕居候者、鹿兒
島養子ニ罷成企致タル者モ為有之由候、此仕形別テ不

宜事候間、右体ノ者ハ差免間敷候、

一 幼年ヨリ於鹿兒島生立、田舎ノ仕業難成候付、外城ノ儀ハ隠居ノ体ニ罷成又ハ末子ニ成筈ノ者、鹿兒島へ御奉公ハ相応ニ有之候テモ右体ノ者ハ差免間敷候、乍然無抛類中ニテ血筋ヲ以相統不致候テ不叶子細モ有之候ハ、御沙汰次第可被仰付候間、其訳ヲ可申出候、

一 幼年ヨリ鹿兒島へ中宿イタシナカラ、其外城ノ勤モイタシ、於鹿兒島相応ノ御奉公ハ可相勤者、又ハ芸能モ有之、諸行モ存候程ノ者、田舎立帰候テモ渡世ノ営難成者願出候ハ、可差免候、

一 最前家来ニ成居候テモ、重役ノ人若党格式ニ召仕候者、又ハ由緒有之者へ為見馴相付罷居候者ハ格別ニ候、身上致逼迫致稼奉公、刀ヲモ不差程下劣ノ業ニテ奉公イタシ候者、由緒申立、外城衆中ニ立帰、附衆中等ニ罷成候テモ於御当地衆並ノ御奉公不相応ニ候間、其身又ハ子共マテモ差免間敷候、

一 外城衆中ニ御赦免被仰付候者ヲ養子ニ願出候トモ差免間敷候、三四代相過養子ニ願出候者、吟味ノ上於無紛者可差免候、

一 前方養子ノ取組イタシ候者、子細有之、其節養子不被仰付候者、多年経テ初テ養子取組ノ趣申出候者可有之候、右体ノ儀無之様可被入念候、

一 向後養子見合候者、何方衆中何某直子無別条、其所近所・五人組・噯可為証文、且又何某伯父・從弟類ノ者ヲ養子ニ願候時ハ、仮令高帳ニ載有之候者ニテモ其家ヨリ別ノ衆中ノ職分無断絶為勤來者候哉、外ヨリ養子ナトニ成來候者ニテ無之哉ノ^⑨証返証文可為書出候、右式ノ者ニテハ紛敷者モ有之候間、右証文猶相糺、無相違候ハ、証文可被出候、所役人証文モ取添、養父方へ可相渡候、所近所役人証文案紙、左ニ相記候、

一 証文

何方衆中何某何男
何某

右ハ、鹿兒島衆何某殿養子ニ相成由被申候故、別紙ヲ以御暇ノ願申上候、

一 右何某事、先祖代々何方衆中ニテ、何某直子別条無御座候、

一 伯父・從弟何

外城ヨリ養子ニ成來候者ニテ相勤申者ニテ候、兼々行

跡宜者ニテ御座候、

一 右ノ者、最初御城下へ致中宿、下劣ノ家職為仕儀無御座候、当所何方へモ中宿不仕候、何方へ中宿仕居候、

一 最前家来成居、別テ下輩ノ仕業有之、其身ノ由緒ヲ以外城衆中ニ帰參為被仰付者ニテ無御座候、尤、其身ノ代ニ御赦免為被仰付者ニテ無之候、且又前方鹿兒島衆ノ養子取組御沙汰ノ上不相濟者ニテ無御座候、

右ノ通、少モ別条無御座候段、私共慥ニ存知罷在候、若相違ノ儀御座候ハ、私共何様ニモ曲事可被仰付候、為其如此御座候、以上、

月日

近所何某兩人

与中何兩人

噯 何某兩人

右ノ趣ヲ以、惣テ紛敷儀無之様ニ入念相シラへ可被差免候、此段所噯中へモ申聞、役替ノ節時々次渡、後年猥ニ無之様ニ堅可申渡置候、大形ノ儀於有之ハ地頭並噯役可為越度候、以上、

享保三年 戊七月

跡職繼目・隱居・家督・別立

三三六六

一 諸士ニ男三男家ニテ二三代モ別立罷在候者、嫡家又ハ二男家跡職無之節、自分ノ家ヲ禿、相統候儀有之候、此儀家相統ノ為ニハ尤ノ儀候へトモ、代々別立罷在候家ヲ禿候儀ハ如何ノ事候条、向後右体ノ者ハ被仰付間敷候、其身ノ代ニ別立候者、又ハ子孫ノ内ニ男三男有之者、又ハ一類ノ内ヨリ致相統者有之候ハ、其者ヲ跡職ニ願可申候、若右類ノ者モ無之、家断絶ニ及事候ハ、代々別立罷成候者ニテモ跡相統不致候テ不叶詛モ有之候ハ、其身ノ跡ヲ仕居可申候間、相統御免被下度旨願可申出候、尤、外城養子ニテモ願可申ト存候者ハ是又願可申出候、依其趣御沙汰次第可被仰付候、一 組中ノ者死人有之節ハ早速申出、与頭可承置候、家督ノ者相果候時ハ、忌明次第法様ノ書付ヲ以繼目ノ願可申出候、何ソ子細モ無之致延引候者名跡被相立間敷候条、時々可致沙汰候、急ニ跡職ノ儀願申出難キ詛相立候儀有之者ハ、向後月数十二月ヲ限可申出候、若無抛

子細モ有之、右月數ノ内跡職ノ儀難申出者有之、延引仕訳候ハ、其趣無油断可申出候、勿論以御見合跡職可被仰付者ハ格別ニ候、

一直子無之、親類中ニモ跡相統ノ者無之、外城養子ノ願ヲモ申出筈ノ者モ右同断ニ可相心得候、急ニ相究難申出訳モ候ハ、依其趣御沙汰ノ上御取分モ可有之候、乍此上致大形、御断ヲモ不申出致延引候者於有之ハ、名跡被相立間敷候、

右之通、此節被相定候付、触流ヲ以申渡候、此段致通達候、

享保三戊三月二日

島津(久当)將監

御城代

御家老

若御年寄

大御目附

御連名

三三六七

一不別立候テ相果候者ノ子、別立願出候節、高並屋敷ニ

テモ一ヶ所致附属、別立御奉公為仕度由願出候者ハ、願之通可被仰付候、無高・無屋敷ニテ別立マテヲ願出候者ハ御免被成間敷候、

一親類共ヨリ養子罷成者無之候間、跡相禿可申由申出候者ハ願之通可被仰付候、

一不別立罷居候者、訳有之一世御奉公不被仰付者ハ、到子孫モ御奉公被仰付間敷候、尤、別立願出候テモ被仰付間敷候、乍然子孫ノ依器量ハ御吟味ノ上別立並御奉公可被仰付候、

右之通、名越(恒渡)右膳ヲ以被仰出候、

享保三年戊七月十三日

種子島(久基)彈正

三三六八

一家督ノ者相果、繼目⑨之願別テ及延引申出候事多有之候、公義ノ御法ニテハ時刻致延引候ハ不相立事候処、イッ願申出候テモ相濟候ト存、延引仕候、且繼目ノ儀ハ其子共可被仰付候哉、又ハ他ノ者ハ相統可被仰付哉、思召次第ノ儀候処、嫡子ノ儀ハヲノツカラ家相統仕筈ト存罷居候儀、是又心得違ニ候、依之左之通被相定候、

一 与中ノ者死人有之候節ハ与所へ早速申出事候間、可承置候、家督ノ者相果、直子へ継目遺言書仕置候ハ、相果候段与所へ申出候節、遺言書追付差出可申旨ヲモ可申出置候、左候テ、宛書ノ親類トモヨリ五日中ニ無延引、与所へ法様之通遺言書可差出候、直子共ノ内、継目願ノ遺言書差出候儀ハ忌中ノ考可仕候へトモ、当人忌中ニテモ遺言書ハ親類トモヨリ申出事候故、御構無之候、何ソ子細モ無之継目ノ願致延引候ハ、名跡被召立間敷候、尤、御見合ヲ以被仰付候継目ノ儀ハ格別ニ候事、

一 幼少又ハ不時相果候者ハ遺言書無之筈候間、相果候段与所へ申出候節、遺言書無之候ハ、継目ノ儀ハ相究、追テ可申出旨ヲモ与所へ親類トモヨリ其節可申出置候、左候テ、直子又ハ親類共ノ内相応ノ者相究、継目ノ儀親類共ヨリ可申出候事、

一 遺言書又ハ遺言書無之跡職願ノ儀、五日中難申出候ニ候ハ、何様ノ訳ニテ差出候儀支有之候段、有筋与所へ無延引可申出候、其趣次第御取分モ可有之候、

一直子無之、親類中又ハ鹿兒島士ニモ継目願可申出相応

ノ者無之、家相禿候様ニハ難申出候ハ、勿論御格式ノ通、外城養子ノ願可申出^{⑨候}、左候テ、御免ノ後急ニ人柄相究候事難成訳モ候ハ、何ケ月程差延置度旨於^(申之)其出ハ、其訳何分ニモ可被仰渡事、

一 長々病氣有之候者相果、遺言書ヲモ不致置、死後ニ親類共ヨリ継目ノ願申出候テモ、其身油断ノ儀候条、御取揚有之間敷候、勿論御見合ヲ以可被仰付候ハ格別ニテ候事、

一家相統ノ儀ハ第一ノ事候処、願申出候儀致延引、縁与ノ儀ハ若年ノ者ニ早ク取組急儀ヲ折角申出候者モ有之候、縁与ノ儀吃申出候人又ハ願申出不及人、幼稚ノ内、内々ニテ致契約置候者有之候、縁与早々取組候儀不入事候、且又妻離別イタン候者多々有之、不苦候間、向^(宜カ)後左様無之様ニト寄々可申通旨、先年被仰渡候、猶以右ノ趣相守可申候、家ニ付訳有之候カ又ハ無抛間柄ニテ、縦内々ノ申合ハ仕候共、願相成候儀ハ無用可仕候、尤、致縁与婚礼ヲモ相整、家相統可仕程ノ者縁組ノ儀ハ、御法様ノ通願可相立候、勿論右式訳モ無之、若年ノ者へ縁与ノ願申出間敷候事、

右之通、享保五子正月廿三日御格式被相定、

三三六九

(三三七〇号行間朱書)

一 繼目家督並養子嫡子成被仰付候節、八才以下ノ者ハ名代ヲ以家筋ノ進上物仕、御礼申上度旨一類共ヨリ願申上候様ニト被仰付置候、同格ノ者名代ニテ御礼可申上儀候、左候ヘハ多人數御礼申上節ハ名代ニ類候同格ノ者差支儀モ可有之候間、八才以下ノ者ハ同格ノ名代ニテ無之候テハ、名代ヲ以家筋ノ進上物仕、御礼申上度旨一類共ヨリ願申出候ハ、進上物相調名代ノ者御礼席ニ罷出候ニハ不及候、尤、右ノ通御礼申上相濟迄ニ候、盛長イタシ重テ御礼ノ願申上ニハ不及事ニ候、此旨支配中へ可被致通達候、

享保五子五月

(島津久家) 本

三三七〇

一 繼目家督並養子嫡子成等被仰付候節、九才ヨリ以上ノ者ハ早速御礼ノ願無延引可申出候、八才ヨリ以下ノ者ハ名代ヲ以家筋ノ進上物仕、御礼申上度旨願可申出候、

右之通、名代ニテ御礼申上候ヘハ、致成生重テ御礼願申出ニ不及候、且又若輩者共、一類共ヨリ右通ノ願可申出旨、島津内記殿ヨリ被仰渡候、

享保五子四月四日

朱書

本行ノ通被仰渡置候ヘトモ、向後八才ヨリ以下ノ者同格ノ者名代ニテ御礼可申上候、差揃多人數御礼申上候節ハ、同格ノ者差支儀モ可有之候間、八才以下ノ者ハ同格ノ者ニテ無之候テモ名代ヲ以家筋ノ進上物仕、御礼申上度旨一類共ヨリ願申出候ハ、右進上物相納候筋ニ可被仰付候、左候テ、名代ノ者ハ御礼席ニ罷出ニハ不及候、尤、右之通御礼申上^相濟候ヘハ、致盛長重テ御礼ノ願申上ルニハ不及旨、子五月九日本殿ヨリ被仰渡候事、

三三七一

一 直子無之、跡式不被召立筋ニ親類共願出候儀、以来何某何方家ノ訳マテモ相記、其本家ヨリ可願出候、尤、本家無之者ハ是迄ノ通親類共ヨリ可願出候旨被仰渡、

天明五巳七月

(島津久起)
近江

三三七二

一 是マテ本家ト唱候者、二 男家等ヨリ其嫡家ノ事ヲ可申候、養子ニ参候者ノ出候家ハ実家ト可相唱候、此旨可承御役々へ申渡、向々へモ可申渡候、

天明七未七月

三三七三

一 芸道ヲ以被召出候者ノ子孫、其芸道ヲ以致相統事候間、家督継目等願出候節、其役々随分可氣付旨、可承向々へ可申渡候、

右同日

和泉
大炊

三三七四

一家督継目等願申出候節、芸道ヲ以被召出候者ノ家ノ儀ハ、都テ被召出候訳願書ニ可相認候、此旨致通達候、

天明七未七月

(市田教國)
勘解由

三三七五

一 別立等被仰付置候者、差迫等ニテ本家引取ノ儀、願出候向モ有之候へトモ、容易ニ御取揚難被成事候、然処右ノ内ニハ 仰出無之以前ニ引取居、往々ハ養子等ノ致内約居候者モ有之趣相聞得候、其分ハ右ノ趣ヲ以此涯可願出候、尤、当年中ヲ相過願書差出候面々ハ御取揚有之間敷、格別ノ御取訳ヲ以右通被仰付事候間、取違有之間敷候、左候テ、以来本家持高等モ少、扶助不相調、無拠訳ニテ一家立難成者迄ヲ時々吟味次第御免可被仰付候条、此旨面々へ不洩様可申渡候、

寛政元年酉六月

(島津久連)
登

三三七六

一 外城衆中・御座付ノ者又ハ家来下人ノ内ヨリ芸能ニ付テ鹿兒島士ニ被仰付候者ハ、此内ハ其身引次ヲ以子共迄モ永々ニ被召出、子孫マテモ鹿兒島士ニテ罷在儀モ

候へ共、自今已後ハ子共代罷成、御用相立候芸能モ無之者ハ本々ノ姿ニ可被相返候、尤、至子共芸能有之御用ニモ相立候者ハ、親引次ニ鹿兒島士ニテ可被召置候、

寛政元酉六月

(實久福)
安房

鹿兒島士二男三男迄太分ノ人数ニテ、御人御不足ニモ無之候処ニ、無芸ノ子孫迄鹿兒島士ニテ被召置候儀ハ無益ノ事候間、右体ノ子孫親引次ノ芸能有之候者ハ勿論、其身得方ノ芸能ヲ以御用ニ相立候程ノ者ハ鹿兒島士ニテ可差置候、

右、支配中へ可被致通達候、以上、

享保十一年午二月廿日

(島津久兼)
本

三三七七

一 諸芸熟練ノ上被召出候家之儀ハ、子孫ニ至、其道ヲ御用立候様可心掛候、若取違候者ハ本ノ俗生ニ可被仰付旨、先年被 仰出置候、直子無之者養子相尋候節、家業ヲ継候程ノ者無之候ハ、自禿ノ外ハ無之候間、向後ハ血筋断絶ニ及候カ、又ハ無抛詛合ヲ願出候趣ニ依テハ、其節ノ吟味次第、御格ニ不迦者候ハ、其身一代ハ家業ヲ不得継者ニテモ養子可被仰付候、左候テ、嫡孫ヨリハ屹家業為致稽古御用立候様可致候、若心得違、其芸不得継者ハ、弥本ノ俗生ニ可被仰付候、
右之通被 仰出候条、向々へ不洩様可申渡候、

三三七八

一 嫡子初テノ 御目見相濟又ハ手札等申受候以後相果、或本家致相統等候節、二男初テノ 御目見不相濟者ハ嫡子成ノ願不申出モ有之候ヘトモ、向後右体ノ者ハ二男初テノ 御目見不相濟候テモ嫡子成願可申出候、此旨向々へ可申渡候、

寛政四子七月

(市田敬國)
勘解由

三三七九

一 外城衆中・諸座付ノ者、家来町人ノ内ヨリ芸能付テ鹿兒島士ニ被仰付候者、子共代ニ罷成御用相立候芸能モ無之者ハ、本ノ姿ニ可被相返旨被仰渡、
享保十一年二月廿日

三三八〇

一 家督ノ者相果、跡職延ノ願申出候節、月限ヲ以願出来候ヘトモ、紛數候条、日数ヲ以願出候様被仰渡、

享保十七子十二月十五日

三三八一

一 芸能ニテ鹿兒島士ニ被仰付候儀付テハ先年被仰出置候趣有之候、芸能ニテ士ニ被召出候者、其子モ親同前ノ芸可致候、若同前ノ儀ヲ分テ難致者モ有之候者ハ、何芸ニテモ御用ニ相立候芸ヲ可致旨被仰渡、

享保廿年卯七月

三三八二

一 依願家跡不被相立者、家被召禿ト相唱、書付ニモ其通相調候ヘトモ、依科家被召禿候者モ同様ニ候間、向後家跡不相立者ハ、願之通家跡不被相立ト唱、書付ニモイタシ、依科家被召禿候者ハ、家被召禿ト唱ニモ書付ニモイタシ、且又御役料米差上度ト願候者、願ノ通被召揚ト唱候ヘトモ、依科被召揚者同様ニ候間、依願御役料差上候ト書付ニモ致候様被仰渡、

享保十八丑六月

三三八三

(三三八四号行間朱書)

一 諸座付ノ者、其外御奉公ノ依功ハ以前ヨリ士ニ御赦免被仰付事ニ候、此已前ハ御人少ノ事ニテ他所ヨリモ被召抱候儀モ有之候故、右ノ通御赦免為被仰付事ニテ、子孫迄士ニテ罷在候儀、然ハ士ノ二男三男迄太分ノ人数ニ罷成、近年ハ無扨被仰付御方モ御断被仰達不被召抱事候、右ノ次第ニテ御人御不足ニモ無之候、依之向後御赦免ヲ以、左ノ通御法被相定候、

一 諸座付ノ者、別テ勤ノ功モ積、御調法罷成候者、其身

一代座付士ニ可被仰付候、三代相統首尾好相勤候ハ、

三代目ヨリ永々座付士ニ可被仰付候、

一 右同断ノ者、無隠働ノ者又ハ数年ニ及勝テ勤方宜者ハ、

其身ヨリ永々座付士ニ可被仰付候、

一 御船頭ノ儀ハ有来通、永々士ニ可被仰付候、

一 脇船頭ノ儀ハ当分ハ外城衆中御赦免被仰付事候ヘトモ、

向後座付士同前ニ、依功ハ其身一代御船手付士ニ被仰

付、三代相統脇船頭ヲ以相勤功有之候ハ、永々御船手

附士ニ可被仰付候、若到子孫、御船手士ノ御奉公ノ御

用無之者ハ、御納戸・御兵具所座付士ニ可被仰付候、

勿論御船頭ヲモ相勤候程ノ功有之者ハ、有来通其身ヨリ永々士ニ可被仰付候、

一何ソ御用相立候程ノ儀有之者ハ、吟味ノ上外城衆中可被仰付候、

一右同断ニテ座付士又ハ一身者体ノ者被召出候ハ、其身計可被仰付候、三代相統御用向首尾能相勤候ハ、永々座付可被仰付候、

右之通、此節被相定候、勿論右ノ外何ソニ付被召出候者有之候節ハ、右ニ準シ其節ノ様子次第可被仰付候条、此旨支配中不洩様承知可仕旨、支配頭へ可致通達候、

享保三年戊二月廿二日

(島津久当)
将監

三三八四

一御当家ノ儀、往古諸士人数少、其砌少々ニテモ家跡立候様御取計モ有之、末男マテモ彼是宜以取立為被下置御事候処、連々別立候人数及過分、御高給地高等ハ以前通員数モ為限儀ニテ、御宛行又ハ分地等モ存分不相調候処ヨリ、只今ニ至候テハ士難似合細工等ヲ以乍漸渡世、或山野ノ稼ヲモ致候筋ニ成立、剩飢米ヲ以当日

ヲ凌候者有之、飢寒ノ苦ニ及候儀、甚以御氣ノ毒被思召上、一統統方宜様被仰付度、是マテ段々御心配被為在御事候ヘトモ、右通人体相立、貧士年々致增長候得者、往々致連統候程合一円不相見得、先キ々々猶以御取扱モ難被成趣ニ成立候儀案中ニテ、先年以來後立御吟味モ有之候ヘトモ、当分ノ御仕向ニテ永々相統候筋合毛頭不相見得、兎角家部人体ヲ被相定候外ハ有之間數候、左候ヘハ以来生立候二男以下ノ者共ノ儀共、何共御氣ノ毒被為在候所ヨリ、是マテ行成ニテ為被召置御事候ヘトモ、何レトモ今通ニテハ往々尚又及困窮、御助勢モ不相届次第ニ成行候積候ヘハ、当座ノ御憐愍ヲ以、往々難洩差見ヘ候儀ヲ其儘ニテ被召置候儀、甚以被遊御心勞御事候間、此上ハ諸士一統諸郷ニイタリ、末男マテモ夫々如何御取計有之候ハ、往々取統身分ノ御奉公可相勤哉、諸向支配頭又ハ御役場何々遂吟味、存寄候儀申出候様被仰付候、其上ニテ宜筋合ノ御取計モ可有之哉、尤、何ソ此涯屹ト被相片付候思召ノ儀ニテハ無之、可成長ケ今通ニテ宜筋合ノ吟味相片付候ヘハ別テ御満悦可被思召上トノ御事候間、

右ノ御趣意奉汲得、永々御差支無之筋合得ト相考可申
事候、左候へハ容易ニ吟味難相積ニ候故、何ソ差急
候様ニトノ儀ニテハ無之、兼々心頭ニ浮へ先キ々々ニ
至リ存寄ノ儀有之節ハ再往遂吟味、其趣ヲ可申出候、
右之通、支配有之面々ヲ初、御役人中へ可申渡候、

寛政元酉六月

(島津久邦)

石見

(喜入久福)

安房

(島津久連)

登

(二階堂行且)

主計

(市田教國)

勘解由

三三八五

一 御家中大身小身共ニ、御奉公モ難勤病身又ハ老体ニテ
隠居ノ願モ不申出罷居候者モ多々有之候、頃日ニモ御
知セ有之、願申出候者モ多候、御奉公モ不仕老人ニ罷
成、右ノ趣モ不申出候事ハ氣不付ト相見得候、致隠居
候テモ其分限ヨリ輕ク可致処ニ、小身ノ者ニテモ家督
ノ厄害ニナリ候テ隠居料多取候者モ有之候、右通ノ儀
ハ 総州様御隠居ノ被遊様ヲ輕キ者マテモ了簡可致候、

右之通、御隠居御方ニテ御沙汰有之候ト寄々可致通
達旨被仰渡、

享保十巳九月十日

三三八六

一致隠居候者其分限ヨリ輕可致処、小身ノ者ニモ家督ノ
厄害ニ成候テ隠居料多取候者モ有之候間、致輕候様可
有之旨御沙汰ノ趣、享保十巳九月通達イタシ置候、隠
居料多取候テモ子共ヨリ減少ノ筋ニハ難致答候条、親
類共ヨリ右通無之様可致助言候、自然大形ノ儀有之候
ハ、親類トモ不念ノ御咎目可有之儀ニ候、知行高ニ不
限、合力ナト受候儀モ家督ノ障ニ不成様可相心得旨被
仰渡、

享保十七子六月

三三八七

一 嫡子相果又ハ養子ニ遣候節、二男ヲ嫡子ニ相願候得ハ
依家柄三男以下男上リ願出来候ヘトモ、其通ニテハ二
男以下幾人モ有之筋ニ相成候ニ付、以来ハ生ノ儘ニテ

二男ヨリ末子ニ至マテ男上リハ不被仰付候、依之タト

ヘハ、二男 御目見不仕以前相果候ヘハ三男ハ三男ノ形ニテ 御目見被仰付、進上物モ三男ノ通可被仰付候、尤、何男ニテモ嫡子相願候儀ハ有来通候、

右之通、御格式被相替候旨申来候条、不洩様可致通達候、

寛政十一未四月

(伊勢貞矩) 播磨

三三八八

一諸向跡式不相定内、家跡^⑨モ名跡ト有之候ヘトモ、以来

ハ家跡ノ儀名跡ト可相唱候、此旨向々ヘ可致通達候、

寛政十二申三月

(川上久致) 久馬

三三八九

一隠居被仰付候人、依願是マテハ有髮剃髮勝手次第被仰

付来候ヘトモ、以来ハ相好候方ニ片付可願出候、尤、

已後差支ノ節ハ又々願可申出候、

右之通、向々ヘ可致通達候、

享和元酉三月

(藤川東祐) 下総

三三九〇

一家督ノ者本家相統等被仰付、家跡ハ被延置度旨申出、其通被仰付節ハ、限月等ヲ以延ノ願早速申上候様、可承向々ヘ可申渡候、

寛政八辰四月

(伊勢貞矩) 播磨

三三九一

一嫡家相統ノ願申出候者、名跡ヘ残置候男子無之、養子

ヲモ不承立節、自家兼帯ノ願申出候ヘハ其通被仰付来

候ヘトモ、此已後兼帯ハ不被仰付候、此旨向々ヘ可致

通達候、

文化四年卯七月

(顯姓久齋) 信濃

三三九二

一依願家跡不被召立ハ不被召立ト相認、依科被召禿候家

ハ被召禿候ト相唱候様被仰渡、

享保十八^⑩年^⑨丑六月

三三九三

一家督ノ者二男三男類別立等ノ願申出候節、嫡子遠島致候ハ、嫡孫ニ家督不被仰付儀モ可有之候間、二男三男ヘ家督被仰付儀モ可有之候条、右体申出候節氣ヲ附候様被仰渡、

元文元^{⑨年}辰六月

三三九四

一家督ノ者依科被召禿候者ノ家内弟ナト別立願御取揚無之、家来同前相心得候様被仰渡、

延享二年丑六月廿四日

三三九五

一致変死相果候者、月ヲ隔願申出候節、最初御首尾ノ御家老衆ヘ願書差出候様被仰渡、

宝曆二年申十二月

三三九六

一家督ノ者繼目等ノ御礼不相濟内ハ、家内ノ者別立願御

免不被仰付旨被仰渡、

宝曆四年戊四月

三三九七

一致変死候者遺言書致置候テモ差扣、親類ヨリ願出候様被仰渡、

宝曆四年戊七月

三三九八

一跡職及四度延ノ願申出候節ハ、与頭ヨリ吟味書被相添被申出候様被仰渡、

宝曆六年子七月

三三九九

一別立致居候弟ノ儀、養子ニ差遣候節、実弟可相記、其身代別立家跡不被召立筋願申出、養子等ニ罷成居候者違変願親類書物ニ実方何某二男等ノ訳相記候様被仰渡、

明和三年戊八月

三四〇〇

一親相果、二男へ繼目願出候節へ、嫡子相果候訳願書ニ相記候様被仰渡、

明和四年亥三月廿三日

三四〇一

一家督ノ者相果、繼目五日中ニ可願出、且又組中ノ者相果候節早速届申出候様、其外忌中親類次書一卷ニ付細々被仰渡、

享保五年子正月廿三日

三四〇二

一御城下土隠居願、六十才以下ノ者ハ医師証文可差出旨被仰渡、

安永二年巳九月

三四〇三

一森山斎家督願申出候節、斎事奥御小姓相勤候付、御側へ願書差出候処、表へ相付願出候様被仰渡、

天明三年卯十月廿三日

三四〇四

一分地御礼ノ儀、向後御番頭・組頭並右列以上ノ家ヨリ致分地、御家老直触格罷成^⑨候、人体マテ分地御礼御受可被成候、^⑩尤進上物ノ儀モ其者ノ御役又ハ家風次第、家筋無御構候条、進上物ノ儀モ応格取シラヘ可申候、某外ノ者ハ御受被成間敷候、

右之通、宝永五年子二月被 仰出置候間、帳面記置、

向後寄合並已上分地別立被仰付候人ハ有来通御礼願可申出候、代々小番以下別立、其御礼申上ニ不及候間、願書差出候者可相返候、何ソ外ニ訳有之、一通ノ御礼願ニテ無之者ハ願書可差出候、右ノ趣ヲ以、向後可被致首尾候、

延享二丑五月十六日

三四〇五

一祖父繼目孫へ致相統候者ハ、承祖忌服可請ノ処、間ニハ考違、祖父忌服マテ相請、承祖定式ノ忌服不受者モ

有之由候間、向後祖父ヨリ孫へ継目ノ願申出候者有之

候節ハ、承祖定式ノ忌服請、忌明候節ハ其首尾申出候

様、御用人ヨリ時々可申聞候、

延享二年丑十月廿三日

(伊勢貞起)
兵部

与帳前書

三四〇六

(三四〇七号行間朱書)
札改条目ノ内

一 諸士ハ組帳、郷士ハ高帳可召載候、

一 士並郷士致欠落欠戻リ候者ハ遂披露、於無子細ハ無名

字ニテ親類家内ニ可入置事、

一 諸士並郷士御咎目者又ハ欠落者、本人ノ儀ハ士被召放、

右家内罷居候者組帳・高帳被相除、親類家内札被召入

候者ハ養子・別立其外御奉公方ニ不被仰付候、右格式

何様共不相究者候へトモ、名字名乗候儀ハ勝手次第、

三四〇七

与頭可被心得条々

一 公義ノ御仕置ニ付テ毎度被仰渡趣堅相守、御奉公方無

疎意可被相勤之、当時ノ御格式ニ付テハ段々被仰渡置

事候間、其旨相守、与中ノ儀可有差引事、

一 字文武芸ノ儀相励候様、連々可被申渡候、御奉公ニ付

テハ不時被仰付御用等モ可有之候間、左様ノ砌無滞様、

内々ノ心掛可為肝要候事、

但、武具馬具無油断可相調候、不応分限屋作・衣服

等ニ至、御条目ノ旨無忘却様相守、驕ノ体可為無用

事、

一 御奉公方ノ心掛、孝行其外勤方宜、家業出精候モノ於

有之ハ可被申出之、悪心不忠ノ者又ハ行跡不宜惣テ諸

人ノ妨ニ罷成者於有之ハ、氣ヲ付早々可被致沙汰事、

一 御奉公方致難波、構虚病候体ノ者於有之ハ可有言上候、

且又乱氣ノ人並乱氣ノ気差有之モノハ、親類共入念可

申付之、令油断惡事仕出候者、親類中可為越度之条、

大形無之様可被申聞事、

一切支丹宗門ノ儀、公義一統之御太禁候、且又一向宗

ノ儀、御家御禁止ノ事候間、怪敷儀モ於有之ハ実否共
早々可有言上事、

一喧嘩・口事入組等有之節ハ、於与中首尾宜様可被相濟
候、若於与中難事濟儀ハ可有披露、訴訟・口事入組等
ノ儀申出候節ハ、有来通御法様ノ書付ヲ以可申出候、
以連判荷担ノ体申出儀可為禁制事、

一依科御誅罰者又ハ流罪・關所等被仰付候刻、雖為親類
縁者、無差図人其場へ罷出間敷候、蒙御勘氣候者へ見
廻並音信等可為停止事、

一諸士二男三男家ニテ二三代モ別立罷在候者、嫡家又ハ
二男家跡職無之節、依願自分ノ家ハ不立、跡職相統
致候儀有之候、此儀家相統ノ為ニハ尤ノ儀候ヘトモ、
代々別立罷在候家ヲ不立立儀ハ如何ノ事候条、向後右
体ノ者ハ被仰付間敷候、其身⑧代ニ別立候者、又ハ子
孫ノ内二男三男有之者、又ハ一類ノ内ヨリ致相統候者
有之候ハ、其者ヲ跡職願可申出候、若右類ノ者モ無
之、家及断絶事候ハ、代々別立罷在候者ニテモ跡相
統不致候テ不叶訳モ有之候ハ、其身ノ跡ヲ仕居可申
候間、相統御免被下度旨願可申出候、尤、外城養子ニ

テモ願可申出ト存候者ハ是又願可申出候、依其趣御沙
汰次第可被仰付候条、可被得其意事、

一家督ノ者相果、繼目ノ願及延引申出候儀不宜候間、右
体ノ者有之候ハ、与頭中ヨリ無油断可被致沙汰候、且
又繼目ノ儀ハ其子共可被仰付哉、又ハ他ノ者へ相統可
被仰付候哉、思召次第ノ事候処、嫡子ノ儀ハ自家相統
仕筈ト存居在⑧ノ儀、別テ心得違候事、

一与中ノ者死人有之候節ハ早速申出事候間可被承置候、
家督ノ者相果、直子へ繼目致遺言書置候ハ、相果候
段申出候節、遺言書ハ追テ可差出旨届置、五月中宛書
ノ親類共ヨリ無遲滞与所へ法様ノ通可差出候、何ソ子
細モ無之、繼目ノ願致延引候ハ、名跡被相立間敷候、
御見合ヲ以被仰付繼目ノ儀ハ格別候事、

一幼少又ハ不意相果候者、遺言書ハ無之筈候間、与所へ
申出候節、遺言書無之繼目ノ儀ハ追テ相究可願出旨是
又届置、左候テ、直子又ハ親類共ノ内相応ノ者究候テ、
無程繼目ノ願親類共ヨリ可申出候事、

一遺言書不依有無、五月中跡職ノ願難申出儀ハ、何様ノ
訳ニテ差出候儀支有之段、有筋与頭へ無延引可申出候、

依其趣御取分可有之事、

一直子無之、親類又ハ鹿兒島士ニモ養子可成相応ノ者無之、家不相立儀難成候ハ、御格式ノ通、外城養子ノ願可申出候、右願御免ノ後、急ニ人柄難究訳モ有之候ハ、^⑨月延之願可申出候△、応其謂、何分ニモ可被仰渡候事、

一長々病氣有之候者、遺言書モ不致置、死後親類トモヨリ継目等ノ願申出候トモ、其身油断ノ事候条、御取揚有之間敷候、勿論御見合ヲ以被仰付儀ハ格別候事、

一御城下ニテ自然出火有之候節ハ、兼テ被仰渡置候通、御掟ノ趣相守候様可被申渡置候事、

一与中ニ向後与頭列以上ノ人新家ニ相立候者、御家老直触被仰付事候間、被得差図、当与相除キ御家老与入候様可被問合候事、

但、当時ノ与頭衆へ御役被差免候以後モ何レモ御家老直触ニ罷成筈候、其身計与頭以上ノ御役被仰付候人、御役御免タリトイフトモ家督内ハ御家老与ニ被入置、隠居已後家督ノ家内ニ可被召入候条、御格式不亂様可有沙汰事、

一与頭直触ノ御格式此節被相定候間、御格式相当ノ人又^⑩直触ノ小与立婦候儀トモ無油断承届、時々被得差図帳面可有首尾事、

一小与頭ハ御馬廻・新御番・諸御役人ニ被仰付筈、此節御格式被相定候間、時々代合ノ儀無混乱様可被致沙汰事、

^⑪一与頭中御城ニテ寄合、此節被相定候間、与中何角之用事不滯様、時々致寄合可有沙汰事、△

一与中ノ諸士角入・前髮取願出候者、与頭見分ノ上御免有之可然者ハ、名前月番御家老・大御目附致見分、其上ニテ御免可申渡候、尤、御見分ヲ以被仰付候者ハ格別候事、

一角入・前髮取御免ノ段申渡、願人トモヨリ御礼申出候節、無行跡並見苦敷様子為仕間敷旨^⑫、委細書物為致可被申候事、

一角入・前髮取ノ儀、不及年生之極ニ、勢長ケ相応ノ者ハ御家老見分ノ上、角入・前髮取可被差免候事、

一諸外城へ勤方ニテ引越居候者ノ子共、田舎入御暇被下置候者ノ子トモ、角入・前髮取ノ願、初テノ御目見

相濟、勢長相応ノ者ハ、其所ヨリ願書御家老不及見分可被差出候事、

一角入・前髪取御免已後、与頭不時見分イタシ、若見苦敷様体ノ者又ハ兼々行跡不宜聞ヘノ者モ有之候ハ、屹ト可被遂披露候事、

以上、

▽^㉗享保九辰△

三四〇八

一鹿兒島士・外城衆中致欠落候者ハ、与帳・高帳可消除旨被仰渡、

辰七月

(㉗により補)

諸願書案文

三四〇九

御目見願書

一 口上覚

嫡子何某

右、私嫡子別儀無御座候、此節 御目見ノ願申上度候、私儀代々 御城下へ罷居候故、何某事、直子別儀無御座段、近所衆証文差上申候、以上、

月日

何某 印

但、▽^㉘願人勤方片書、若勤無之候ハ、何某組△御小姓与ト片書、

親在旅ニテ候ハ、親類ヨリ願書、左之通、

一 口上覚

何ノ何某嫡子 何ノ何某

右、親類何ノ何某嫡子別儀無御座候、此節 御目見ノ願申上度候、何某事、代々御城下へ罷居候故、何某事、

直子別儀無御座候段、近所衆証文差上申候、以上、

但、何ノ何某事、当分江戸詰付、此旨奉願候様申越候、尤、手札申受置申候、

月日

何某与御小姓与 何某 印

近所証文 但、右願書ニ次書ニテ

一 何ノ何某嫡子、此節 御目見ノ願申上候、直子別儀無御座候、私共近所ニテ存候条、証文如此御座候、已上、

御座候、私共近所ニテ存候条、証文如此御座候、已上、

御座候、私共近所ニテ存候条、証文如此御座候、已上、

御座候、私共近所ニテ存候条、証文如此御座候、已上、

月日 何某近所

何某 印

▽何某 印△

但、近所兩人、尤、勤方又ハ無役ニテ候ハ、何某与御小姓ノ訳片書可有之事、

小与頭次書

右、何ノ何某嫡子何某、此節 御目見ノ願申上候、直子別儀無御座旨、近所証文並手札見届申候、尤、見苦數為体ニテ無御座候、以上、

月日 小与頭 何某 印

幾人ニテモ連名

何番 与所

右之通、次書ニテ六組触役所進達掛ヘ差出候事、

三四一〇

跡職願書

(三四二号行間朱書) 一家督ノ人死候時ハ翌日組所ヘ首尾申出、跡職ノ儀ハ追

テ可申出、書付ニテ申出候事、

一 変死者、組所ヘ一通、廻前横目ヘ一通、同案ニテ出ル、

一 遺言書無之ハ変死・頓死・乱心也、是ハ其段申出、得御差込候ハ、御法ノ通願出候様被仰渡候、

一 跡職願五日ヨリ内不申出候ヘハ、家被召潰御法也、

三四一一

遺言書

拙者事、此節ノ病气得快気候儀無覚束、若養生不相叶致病死候ハ、跡職ノ儀ハ嫡孫何ノ何某ヘ継目被仰付被下候様御願出可給候、尤、高・屋敷所持有無ノ訳、此旨頼存候、以上、

何月何日 何ノ何某 印

親類兩人宛

右ニ次書ニテ

私共親類何ノ何某事、此程ヨリ病氣有之候付ハ右之通遺言書仕置、昨日養生不相叶病死仕候、其段ハ則御届申上置候、依之跡職ノ儀ハ遺言書ノ通、何ノ何某ヘ継目被仰付被下度奉願候、尤、何某跡高・屋敷有無ノ訳、此等ノ趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

右親類兩人、片ニ何某組御小姓与、勤有之人者役名、

月日

何番組小与頭衆中

右ニ次書ニテ

右之通、申出趣承届申候、願之通被仰付度奉存候、以

上、

月日

小与頭連印

何番触役所

右ノ通ニテ進達掛へ三日ヨリ内ニ可差出候事、左候テ、

右ニ次書ニテ、左之通被召下候、

右之趣承候条、月番御用人へ相付可申出候、以上、

月日

何番御小姓与番頭

願親類兩人宛

右之通、次書ニテ願親類へ被相下候節、直ニ其儘ニテ

月番御用人へ差出候事、

一江戸詰ニテ致病死候節ハ、遺言書右之通ニテ、詰親類

兩人へ宛、兩人ヨリ別紙ノ通次書ニテ表御用人へ相付

願出候へハ、於御国元繼目願出候様ニト被相下候付、

右親類ヨリ御国元親類^①間へ右之趣申越、右願書其儘差下

候付、御国元親類ヨリ同断ノ次書ヲ以、六与触役所へ

差出候事、若高・屋敷有無ノ儀遺言書ニ不相知候ハ、

親類次書ノ内ニ高・屋敷無有ノ儀爰元ニテ相知不申候

間、於御国元申上候様被仰付被下度旨、文言相込候事、

三四二(の1)

一松田八左衛門於江戸病死イタシ候節、左之通、

文化七年午十月

遺言書

拙者事、此節ノ病氣得快気候儀無覚束、若養生不相叶

致病死候ハ、跡職ノ儀ハ嫡子松田孝之進へ繼目被仰付

被下候様御願出可給候、此旨頼存候、以上、

十月七日

松田八左衛門 印

上原甚助殿

葛西四郎太殿

右ニ次書ニテ

私共親類松田八左衛門事、此程ヨリ病氣有之候処、右

之通遺言書仕置、昨八日養生不相叶病死仕候、其段ハ

則御届申上置候、依之跡職ノ儀ハ遺言書之通、松田孝

之進へ繼目被仰付被下度奉願候、尤、八左衛門事高・

屋敷所持^①候儀、爰元ニテハ相知不申候間、於御国元申上候様被仰付被下度奉願候、此等ノ趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

親類 上原甚助 印

葛西四郎太 印

右之通、表御用人衆へ相付申出候条、於御国元御法ノ通願出候様ニト伊勢雅楽御取次ヲ以被仰渡、右願書被相下候付、右願書其儘御国元へ差下候付、左之通次書ニテ申出候、

右ハ、私共親類松田八左衛門儀、去月八日於江戸致病死候段、此節中急使ヨリ申越、其段ハ則六与触役所へ御届申上置候、依之遺言書之通、跡職ノ儀ハ嫡子松田孝之丞へ被仰付度奉願候、尤、八左衛門跡高・屋敷所持不仕候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、
但、八左衛門跡島津藤次郎組御小姓与ニテ御座候、尤、遺言書ニハ孝之進卜御座候へトモ、先達テ初テノ御目見奉願候節、孝之丞卜改名仕候、

午十一月廿三日

御広敷番

井尻甚之丞 印

御船手書役助
松崎休兵衛 印

二番与小与頭衆中
右ニ次書ニテ

右之通、申出趣承届申候、願之通被仰付度奉存候、以上、

午十一月廿三日
小与頭 橋口新助 印

外ニ、五人連印

二番触役所

右之通ニテ進達掛へ差出候処、左之通次書ヲ以被相下候、

右之趣承届候条、月番御用人へ相付可申出候、以上、
午十一月廿五日
二番御小姓与番頭

井尻甚之丞殿
松崎休兵衛殿

右之通ニテ進達掛ヨリ被相下候付、則其儘ニテ月番御用人へ差出候事、

(三四二の二)

遺言書

拙者事、此程ヨリ病氣有之、到頃日別テ大切罷成候、

以上、

今通ニテハ快氣ノ程取覚不申候、若養生不相叶相果候

月日

小頭連名 印

ハ、嫡子何某へ跡職被仰付被下候様御申上可給候、

何番与所

持高・居屋敷員數並有無、此等ノ趣御申上可給候、以

上、

三四一三

月日 死前日

何某 印

御目見願書案

親類兩人宛書

口上覚

嫡子何男

右、私共親類何某事、病氣有之、遺言書仕、何日相果

右ハ、私嫡子何男別儀無御座候、此節 御目見ノ願申

申候間、其段ハ早速与所へ申上置候、跡職ノ儀、遺言

上度候、右何某事、直子別条無御座候段、近所証文差

書ノ通嫡子何某へ被仰付被下度奉願候、

上申候、以上、

右、何某事、初テノ 御目見相濟申候、又ハ^{⑦未}相濟不

月日

何某 印

申、

何某嫡子何男何某事、此節 御目見ノ願申上候、直子

何某跡持高居屋敷員數並有無、此等ノ趣ヲ以被仰上可

別儀無御座候、私共近所ニテ存候条、証文如此御座候、

被下儀奉願候、以上、

以上、

月日

親類兩人 印

月日

近所兩人 印

小組頭衆中

右、何某嫡子何某、此節 御目見ノ願申上候、直子別

右、申出趣承届申候、親類トモヨリ願申出候通、御免

儀無御座候証文並手札見届申候、尤、見苦敷異体ニテ

被仰付被下度奉存候、私共小与中ノ故、次書如此御座

無御座候、以上、

候、

月日

小頭連印

何番組所

右ニ付、御目付方ヨリ御問条、左之通、

差出 此御問条案文古代ノ案文ニテ
當時不用之、此末ニ別段書載之、

近日 御目見被仰付儀モ可有之候間、其心得可仕旨被

仰渡、御問条ノ趣承知仕候、

一何嫡子何某、始テノ 御目見奉願置候、近日中 御目

見被仰付候テモ何ソ差支訳無御座候、其外親類中御咎

目被仰付置候者無御座候、尤、遠慮不仕候テ不叶訳無

御座候、

但、私先祖代々御城下士ニテ罷居申候、

一願名ノ事 一大番・小番ノ訳

一進上物何々 一当年何才罷成候

一奉願置候通、未 御目見不仕候間、弥以 御目見被仰

付被下度奉願候、

右、任御問条差出如此御座候、^⑧ 御目見不被仰付中、

病氣又ハ致他行候ハ、其段可申上候、以上、

月日 何番与 何某 印

右之通、御目付ヨリ其親へ御問条有之候付可申出事、

三四一四

別立成願書案

口上覚

一私二男三男又ハ弟甥何某事、別立御奉公為仕度奉存候

間、別立御免被仰付度奉存候、尤、初テノ 御目見相

濟申候、此等ノ趣ヲ以被仰上可被下儀奉頼候、以上、

月日 何某 印

小与頭衆中

右、申出趣承届申候間、願之通御免被仰付被下度奉存

候、私共小与中ノ故、次書如此御座候、以上、

月日 小与頭連印

組所

右ニ付、御礼廻リ、大御目付已上・御取次御用人・自

分与頭惣テ、

三四一五

嫡子成願書案

私嫡子何某事、何月何日致病死候、依之二男何某事、

嫡子成御免被仰付被下度奉願候、尤、何某事、初テノ

御目見相濟申候間、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

月日 何某 印

小与頭衆中

右ニ小与頭次書、例ノ通組所宛書、

以上、

月日 何某 印

小与頭衆中

右ニ小与頭次書、例ノ通、

三四一六

隠居成願書

私事、何十歳罷成、御番等ノ勤難調体ニ御座候、依之嫡子何某へ家督被仰付、私事へ隠居御免被仰付被下度奉頼候、持高居屋敷員数有無、此等ノ趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

月日 何某 印

小与頭衆中

右ニ小与頭次書、例ノ通、

三四一八

雜髮惣髮成願書

私親何某隠居、私へ家督被仰付難有奉存候、依之親何某事、何ト改名仕、有髮剃髮ノ間勝手次第為仕度奉頼候、此等ノ趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

月日 名印

小与頭衆中

右ニ小与頭次書、例ノ通、

三四一七

御番入願書

私事、親何某隠居仕、家督被仰付候、依之何ノ日御番被召入被下度奉頼候、此等ノ趣被仰上可被下儀奉頼候、

三四一九

高上リ願書

私事、当分持高何石所持仕候、依之奉訴候、何十石高

(朱書)
「高直一卷等、委細高持ノ場可見合、」

口上覚

上リ御免被仰付被下度奉存候、於御免ハ今少高相求申
度奉存候、此等ノ趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

月日 名印

小与頭衆中

右之通申出候間、御法様次第被仰付度奉存候、私共小
与中ノ故、次書如此御座候、以上、

月日 小与頭連印

組所

右ノ書付差出候ヘハ、高奉行所ヨリ家格ノ次第可申出
旨被仰渡、外城養子又ハ小番・大番ヘ訳申出候、

三四二〇

養子成願書

私共親類何某事、何某繼目養子遣申度内々申談候間、
御免被仰付被下度奉願候、何某事、初テノ 御目見相
濟申候、^(空白)「」其人別立ノ人、^(空白)「」此間ヘ於御免ハ其
身一代別立被仰付置候間、家跡ノ儀ハ不被召立筋被仰
付被下度、是又奉願候、尤、高・屋敷有無又ハ員数、
此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

月日 親類兩人 印

小与頭衆中

右之通、申出趣承届申候、願ノ通御免被仰付被下度奉
存候、私共小与中ノ故、次書如此御座候、以上、

月日 小与頭連印

何番組所

養家親類ヨリ願書

私共親類何某事、病氣有之候処養生不相叶、去ル何日
相果申候、 変死又ハ乱心等ニテハ其訳委可書、 何某事、
右体ノ儀御座候ヘハ遺言書等モ仕置不申候間、家跡ノ
儀何様可仕哉ノ旨是又奉得御差図候処、御法ノ通願可
申上旨、去ル何日被仰渡候段承知仕候、依之何某事、
直子無御座候付、 続キアラハ可書、他人ナラハ子弟甥何
某ト可書、 何某ヘ繼目養子被仰付被下度奉願候、何
某跡持高・居屋敷員数又ハ有無、此等ノ趣被仰上可被
下儀奉頼候、以上、

月日 親類兩人 印

何番小与頭衆中

右ニ小与頭次書、例ノ通、

三四二一

乱心等ニテ罽入ノ者相果候節

私共親類何某事、間別等數儀有之、依願一往座敷内取
持召入養生仕候処、昨日病死仕候間、此段御届申上候、
尤、死体葬方ノ儀奉得御差図候、此等之趣被仰上可被
下儀奉頼候、以上、

月日

親類兩人 印

組所

右差出候へハ、死体無御構段被仰渡、左候テ、又々翌
日左ノ通申出候、

私共親類何某事、次第此間ニ可書、病死仕候、死体
葬方ノ儀奉得御差図候処、無御構段被仰渡、難有奉存
候、然ハ何某事、右体ニ御座候へハ、遺言書等モ不仕
候付、跡職ノ儀ハ何様可被仰付哉、奉得御差図候、尤、
何某家跡持高・居屋敷——、此旨被仰上可被下儀奉頼
候、以上、

月日

親類兩人

何番組所

右差出候へハ、跡式御法之通願申出候様被仰渡、

三四二二

(朱書)「角入朱書ノ通」

前髪取願書

(朱書)「委細角入ノ場ニ有之、可見合、」

口上覚

私嫡子 二男三男 何某事、当年何歳罷成申候、御見
分ノ上、角入・前髪取御免被仰付被下度奉頼候、尤、
〔初テノ御目見相済申候、〕
何月何日角入御免被仰付置候、此等ノ趣被仰上可被下
儀奉頼候、以上、

月日

何某 印

小与頭衆中

右之通、申出趣承届申候、願之通被仰付度奉存候、以
上、

月日

小与頭連印

何番組所

(朱書)「當時用之、」

口上覚

私嫡子 二男三男 何某事、此節御見分ノ上、前髪取
御免被仰付、難有次第奉存候、然ハ已後共異様ノ月代

不為仕、惣テ無行儀無之、律儀ニ相嗜候様、折角氣ヲ付可申付候、^{○者}申付様大形有之、異様ノ月代又ハ無行儀有之段被聞召付候ハ、其身ハ勿論、到私御答目被仰付度奉存候、此等之趣ヲ以被仰上可被下儀奉頼候、以上、

月日

名印

小与頭衆中

右、申出趣別条無御座段承届申候、親何某申付様大形有之、異様ノ月代又ハ無行儀有之候ハ、私トモヨリ氣ヲ付早速可申上候、私共小与中ノ故、次書如此御座候、以上、

月日

小与頭連印

何番組所

三四三三

御目見被仰付候付御問条案文

差出

(朱書)「御目付役所へ案文、當時用之、」

近日中 御目見被仰付候モ可有之候間、其心得可仕由ニテ、段々被仰渡御問条ノ趣承知仕候、

一私嫡子何某、二男何某、三男何某、初テノ 御目見、

親何某致隠居私へ家督被仰付候御礼、親何某相果繼目被仰付候御礼、直子無之何養子、聳養子、郷養子被仰付候間、養子成ノ御礼其外何ソニ付テノ 御目見奉願置候訳、近日中 御目見被仰付候テモ何ソ差支有無ノ訳、尤、親類中御答目被仰付候者有無ノ訳、其外遠慮不致候テ不叶儀有無ノ訳、

一其身何ソニ付差扣伺置候儀有無ノ訳、

一先祖代ヨリ郷養子又ハ郷ヨリ被召出候者有無ノ訳、

但、有之候ハ、何方郷土何ノ何某、何ニテ親祖父又ハ何代目ノ祖何某養子ニ罷成又ハ被召出候段可申出候、

一附郷土ヨリ其身又ハ先祖代ニ養子罷成候者有無ノ訳、

但、右同断、

一諸与与力ヨリ其身又ハ先祖代養子罷成候者有無ノ訳、

但、右同断、

一初テノ 御目見不相濟、角入・前髪取御免被仰付候者

有無ノ訳、

一願名何ト申出置候、

但、願名有之候ハ、其訳可書出候、

一奥向御奉公又ハ不仕訳、

一代々小番・新番・御小姓与被召入置、私迄モ小番・新番・御小姓与被仰付、当分何御役又ハ致何勤候訳、

一親祖父又ハ何代目ノ祖、何御役何勤相勤又ハ一代小番・新番被入置候者有無ノ訳、

一嫡家有無ノ訳、

但、有之候ハ、親祖父何代目ノ祖代当何某家ノ何ニテ別立候訳、且又不別立内嫡家へ郷養子又ハ何ヨリ被召出候者有無ノ訳、

一其身又ハ先祖代被召出候者有無ノ訳、

但、被召出候者有之候ハ、諸座付ヨリ被召出候訳、且又人家来・町・浜・寺門前ヨリ被召出候者何ヨリ

被召出候訳、

一初テノ 御目見相済、不相済訳、

一幼少又ハ極貧者ニテ名代ヲ以進上物相納候者ハ其訳、

一中紙進上、此節仕筈御座候、

一当年何歳罷成候、

一奉願置候通、未 御目見又ハ何付テノ御礼早仕候間、

弥以被仰付被下度奉願候、

右、任御問条差出如此御座候、尤、御目見不被仰付

内病氣又ハ致他行候ハ、其段可申上候、以上、

月日 何某組何某 印

三四二四

継目ノ御礼願書

私亡父松田八左衛門継目私へ被仰付、難有仕合奉存候、依之御序ノ節、御礼並初テノ 御目見被仰付被下度奉^願存候、私事、代々御城下へ罷居申候、此等ノ趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

閏二月朔日 島津藤次郎組御小姓与 松田孝之丞

二番触役所

(行間朱書) 一堅紙・切紙勝手次第、

本文継目被仰付、三日ヨリ内差出筈候事、尤、小与頭次書等ニ不及、

三四二五

家内与入願 家督二代小番、子御小姓与此格有之、

一私共親類一代小番友野清右衛門事、病氣御座候処養生不相叶、去ル十九日相果申候、依之家内二番与小与一番へ与入被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

▽未五月廿一日△ 親類兩人 与倉孫右衛門

大久保次郎助

二番触役所

右書付差出候へハ直ニ御免被成候、其上跡職願書差出

事ニ候、

三四二六

島人嫡子成願

口上覚

当年何歳

何島何村ノ何某

右ハ私事、先年何島代官付役ニテ致渡海候節、洗濯用頼置候女腹へ右何致出生、身弱ニ有之、為病養当分御当地へ罷登居候、然処直子無之、親類又ハ脇方ニモ養

子承合候へトモ罷成者無之、往々介抱仕候者モ無之、

今通ニテハ家及断絶候外無御座候、依之恐至極奉存候へ共、右何事、直子ノ儀御座候間、御当地へ引越、私嫡子成御免被仰付被下度奉願候、左様御座候へ、御蔭ヲ以往々家相統為仕度念望奉存候、此等ノ趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

月日 何某 印

右ニ小与頭次書ニテ六与触役所へ出候、小番ハ大番頭座へ差出候、

三四二七

縁与願書 直触以上ニ付願

口上覚

私養子三原善太夫娘、松崎平左衛門へ縁与為仕度内約仕申候間、御免被仰付被下度奉願候、此等ノ趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

未九月 三原善兵衛

右ニ付、相手ヨリ左ノ通、

口上覚

私事、三原善之丞養子三原善太夫娘へ縁与仕度内約仕候間、御免被仰付被下度奉願候、私事、縁与願申上候御格ノ者ニ無御座候へトモ、善兵衛ヨリ奉願候旨承申候間、^付私儀モ此旨奉願候、此等ノ趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

未九月

松崎平左衛門

右之通、申出置候処、申三月十六日西恰之介御取次ニテ御免、御礼廻有之、

文
書
目
録

例言

一 収載順文書目録には、本書に収められた「歴代制度卷之三十二〜四十五」中の全ての文書・記事などについて、番号を付し、掲載順に目録題をとり集録した。

一文書・記事などの題名については、原題はそのままとり、ないものは編集者が付した。

一 番号・発給年月日・題名を示した。

月の異称は漢数字に改めたが、正月・朔日・晦日などはそのまま残した。

一 参考として、校合に使用した刊本などの出典を示した。書名は以下の通りである。

(原本史料)

「御問條御答書写」(都城市教育委員会所蔵)

「明和宗門手札改條目(明和九年)」(東京大学史料編纂所所蔵)

「安政宗門手札改條目(安政六年)」(東京大学史料編纂所所蔵)

(刊本史料)

旧記雑録前編(『鹿児島県史料 旧記雑録前編』一〜二)

旧記雑録後編(『鹿児島県史料 旧記雑録後編』一〜六)

旧記雑録追録(『鹿児島県史料 旧記雑録追録』一〜八)

徳川実紀(国史大系『徳川實紀』)

令条記(近世法制史料叢書『御當家令條』)

御觸書寬保集成（『御觸書寬保集成』）

御觸書宝曆集成（『御觸書寶曆集成』）

御觸書天明集成（『御觸書天明集成』）

御觸書天保集成（『御觸書天保集成』上・下）

「薩陽落穂集」（『新薩藩叢書四』）

「新安手簡」（『新井白石全集』第五）

「上井覺兼日記 中」（『大日本古記録』）

『鹿児島県史料薩摩藩法令史料集三』 収載順文書目録

〔番号〕 〔年月日〕 〔収載文書名〕 〔参考文書〕

歴代制度 卷之三十二

服忌令

二二一一 (服忌令)

御触書寛保集成(九五〇) 貞享三年四月 改定服

忌令之事

二二一二 (服忌令追加)

御触書寛保集成(九五二) 貞享五年五月 服忌令

追加法令之事

二二一三 享保三年八月(享保三年仰渡)

二二一四 の1 安永四年十二月十日(半減の忌定)

の2 安永六年十月十二日(半減の忌定取返の事)

二二一五 文化六年五月十九日(継目養子成忌服、忌御免届出)

二二一六 正徳三年閏五月二十一日(服忌、向後御側御用人差函の事)

二二一七 正徳三年閏五月三日(服を請候者、慎の事)

二二一八 文化六年五月十九日(継目養子成忌服、忌御免届出)

(二一一五号文書と同文)

御願文

二二一九 (寛政)(堤大納言代長卿逝去に付、齊宣公忌服公儀

へ尋ねの事他)

二二二〇 (服忌令)

令条記卷三十六(五五五) 服忌量)

二二二一 (服忌令)

令条記卷三十六(五五六) 服忌令、林道春考之)

二二二二 貞享元年三月朔日(服忌令)

令条記卷三十六(五五七)

二二二三 貞享三年四月二十三日(服忌令)(二二一一号文書と

同文) 令条記卷三十六(五五八)

二二二四 寅五月(死穢の事、踏合の事)

令条記卷三十六(五五九)

二二二五 (貞享四年) 卯二月九日(服忌の儀に付、寛)

令条記卷三十六(五六〇)

二二二六 貞享五年五月十日(服忌令追加)(二二一一号文書と

同文) 令条記卷三十六(五六一)

二二二七 元禄四年九月六日(服忌令、死穢改)

令条記卷三十六(五六二)

二二二八 元禄五年九月十三日(服忌令追加)

令条記卷三十六(五六三)

二二二九 元禄六年十二月二十一日(服忌令)

令条記卷三十六(五六四)

二二三〇 宝暦四年六月二十七日(太守様御不快に付祈禱、片舞

神楽・守札の事)

二二三一 天明四年十二月三日(太守様御厄年に付、寺社へ立願・

寄進の事)

二二三二 天明四年十二月(太守様御厄年に付、諸社へ願文の事)
二二三三 天明六年十一月(御晴臣御願成就神事大追物張行の事)
二二三四 明和九(安永元)年十二月二十日(浄岸院不例に付、祈禱の事)

二二三五 天明四年十二月(太守様御厄年に付、諸社へ願文の事)
二二三六 (天明四年)辰十二月(太守様御厄年に付、諸社へ願文の事)

二二三七 安永六年四月二十二日(公方様御厄年東照宮祈禱に付、南泉院へ札巻数献納の事)

二二三八 貞享三年二月(公方様御厄年に付、山王社へ祈禱銀献納の事)

二二三九 文化十年四月(隠居齊宣公御厄年願文に付、家老通達)

二二四〇 享保十一年七月十一日(祈禱・法事式定)

二二四一

の1 (月令)

の2 享保三年末(十二年カ)十月(墓石并葬礼定)

二二四二 旧記雜録追録三(一九九六)

二二四三 (法事仏宗名目の事)

二二四四 (仏事の次第)

二二四五 宝永五年四月十五日(仏事弔など儉約仰渡)

二二四六 宝永五年四月十五日(棺行列無用、棺廻無益の莊嚴停止の事)

二二四七 寛保二年十一月四日(金銀銭・六道銭埋め捨て禁止)

二二四八 御触書寛保集成(一一一五 寛保二年四月)

明和八年九月(法事日数削減仰付の事)

墓石制

二二四八 享保三年末(ママ)十月(墓石并葬礼定)(二二四一

料理定
二二四九

号文書と同文) 旧記雜録追録三(一九九六)

(石牌・石碑・墓碑の事) 「新安手簡」

二二五〇 享保九年七月二十五日(料理定、公儀仰渡)

二二五一 享保十五年七月(振廻等に付、仰渡)

二二五二 宝曆四年三月朔日(御料理方菜数など軽く調えの事)

二二五三 明和五年九月(儉約に付、御名代へ料理一汁三菜の事)

二二五四 (諸所御名代、定献立)

二二五五 寛文三年九月(振舞に付、公儀仰渡)

令条記卷二十九(三八六)

御触書寛保集成(一〇五四)

諸節句品定

二二五六 延享四年八月(正月門松・端午昇他、公儀仰渡)

二二五七 享保六年六月(端午節句飾、公儀仰渡)

御触書寛保集成(二〇八七 享保六年四月 菖蒲

甲鉢しころ鐘長刀等製作ニ付定之事)

二二五八 享保六年十二月二十四日(破魔弓・羽子板・雜飾、公儀仰渡)

二二五九 享保七年五月二十八日(七月盆献灯の事)

二二六〇 享保十四年二月(ときと名付け餅団子類調え、繩張は禁止)

二二六一 安永二年二月五日(年頭松飾は七日までの事)

旧記雜録追録六(九九五)

二二六二 天明四年二月(凶年に付、節句など費筋致すまじき事)

二二六三 享和元年六月二十九日(儉約年限中、年頭門松飾定)

礼物定

二二六四

の1

享保七年三月(礼物減少仰出の事、公儀仰渡)

衣服定

歴代制度 卷之三十三

御触書寛保集成(二九三二)
旧記雜録追録三(一三六七)
の2 享保七年三月(獻立礼物減少の覚、公儀仰渡)
御触書寛保集成(二九三二)
旧記雜録追録三(一三六八)

の3 四月(家老申渡)

二二六五 寛文八年三月(江戸大火に付、礼物定、公儀仰渡)

令条記卷二十九(三八九)

御触書寛保集成(一〇五六 寛文八年二月 火事
ニ付參勤繼目端午等祝儀并酒造等節儉之事)

二二六六 元禄二年八月(獻上・取替の台箱などに檜杉無用の事、
公儀仰渡)

令条記卷三〇(四〇八)

御触書寛保集成(一〇六〇)

祝物定

二二六七 寛政十三(享和元)年六月(儉約に付、祝物取違方定)

二二六八 元文五年二月十九日(祝物定)

家作定

二二六九 寛文八年三月(江戸大火に付、家作定、公儀仰渡)

令条記卷二十九(三八九)

御触書寛保集成(一六四二)

二二七〇 (寛文八年)申三月七日(家作定、公儀仰渡)

令条記卷二十九(三八九)

御触書寛保集成(一六四三)

二二七一 延宝八年六月十八日(当正月火事に付、衣類省略仰渡)

二二七二 正月(御法度の衣服着用の者名前届出の事)

二二七三 延享二年正月(御一門から四人賦迄の衣服定他)

二二七四 享保十年六月九日(大身の妻女蒔絵乗物停止等の事他)

二二七五 宝曆六年二月(男女衣服、延享二年定の通り仰付)

二二七六 享保十四年戊(ママ)十月(百姓・野町人衣服定)

二二七七 正徳三年六月朔日(男子ちらし付衣服新調無用の事他)

二二七八 宝永六年十二月二十日(召仕候者衣服紋なし着用の事)

二二七九

の1 宝曆二年十一月六日(足輕以下紋付無地染島類着用仰
渡に付、御船手より問合)

の2 申十一月十五日(本文同前仰付の事)

二二八〇 寛永五年二月九日(衣服定、公儀仰渡)

令条記卷二十九(三七八 寛永五年二月 徒若党
并士民衣服御定)

二二八一 寛永十一戊三月二十六日(絹布着用御法度)

二二八二 天和三年閏五月三日(小者・中間、絹布着用禁止)

旧記雜録後編五(七〇二)
旧記雜録追録一(一八三六 天和三年二月二十三
日)

二二八三 安永四年四月 (茶笥髪禁止)

御官服

二二八四 (官服の事)

御式服

二二八五 (藩主式服の事)

二二八六 貞享四年三月十八日(登城に付、白小袖着用の通達、
平山勘兵衛日記)

二二八七 貞享三年四月(上野參詣支度の事、平山勘兵衛日記)

式服

二一八八

の1 明和五年八月(式服定)

の2 正徳元年十一月(式服定)

二一八九 明和九年五月三日(三人賦以下諸士、縮緬着用禁止)

二一九〇 天明八年十月(殿中長袴着定、儉約年限中は御出座の節、着用の事)

二一九一 (江戸詰国元とも身分に応じ定めめの衣服着用の事)

二一九二 寛政十二年六月(御一門ら日野紬類の外一切停止の事)

二一九三 天明八年十一月(儉約に付、籠服着用仰渡)

二一九四 寛政十二年六月(式服定)

二一九五 天明八年四月二十日(年頭・五節句御礼謁、長袴着用

の事)

二一九六 天明七年七月二十日(年頭祝はか長袴着定)

二一九七 天明八年十月(殿中長袴着定、儉約年限中は御出座の節着用

の事)(二一九〇号文書と同文)

二一九八 安永二年五月(無役の寄合など長袴着御用の節、支度

替の事他)

二一九九 安永二年五月(大身分乘輿御免)

二二〇〇 天明五年四月(上巳、御役人以上熨斗目着用

の事)

二二〇一 天明七年四月(正月二十八日、熨斗目着用

の事)

二二〇二 天明七年四月(御相中使惣代・小番・新番勤方に付、御目見支度の事)

二二〇三 宝暦十三年二月(尾畔奉行・御鷹師、野支度)

二二〇四 明和三年五月十九日(夏中足袋着用勝手次第)

二二〇五 明和五年五月(江戸詰国元とも身分に応じ定めめの衣服着用

の事)(二一九一号文書と同文)

二二〇六 明和六年八月(他国出御使など野袴着用

二二〇七

享保十三年二月(御近習役、七夕・八朔に白帷子着用

の事)

二二〇八 寛政二年十二月(儉約年限中、定めぬ通り綿服籠服着

用の事)

二二〇九 寛政元年七月五日(御対面所より御出の節、着服定)

二二一〇 寛政四年閏二月(御目見・諸御礼の節、熨斗目着用)

二二一一 享和元年三月朔日(上巳、直触以上熨斗目着用

の事)

二二一二 享和二年十二月(熨斗目・紋服・羽織着用

の事)

二二一三 寛政辰(八年)正月八日(御目見の節、着服定)

二二一四 寛政十年二月(紋服拝領の子孫、着用御免定)

二二一五 明和七年六月(船奉行上下供の節、野袴着用

の事)

二二一六 享和元(寛政十三)年正月二十日(書役・小役人、御祝儀事

などの節、麻袴着用

の事)

二二一七 文化四年二月(諸御役人・寄合並以上、元日より三日

まで熨斗目・半上下着用

の事)

二二一八 享和元年六月(儉約年限に付、着服定)

二二一九 天明三年十一月(煤拵定日、御役人麻上下着用

の事他)

二二二〇 享和元年十月十五日(儉約に付通達、平服の節、紺足袋着用

勝手次第)

二二二一 寛政八年十二月二十九日(高輪御殿隠居付奥向着服定)

二二二二 寛政十年八月(役替・紋所付仰付の面々、翌日まで麻上下着用

の事)

二二二三 寛政二年七月十九日(拝領の鶴披に付、手当書の内)

二二二四 天明七年七月二十二日(長袴着用

の向々、七月七日・八朔は白帷子着用

の事)

二二二五 寛政八年七月(中陰法事の節、白帷子着用

の事)

寛政八年七月(暖氣に付時服用、以後着服通達)

二二二六 (奥向式服)

二二二七 安永八年七月(又宿式服)

二二二八 安永八年七月(着服定)

公義式服

二二二九 (公儀年中式服定)

御紋

二二三〇 (御家御紋由緒)

二三三一 明和八年六月十六日(御前様・御女子様方・御二男様御紋所)

二三三二 明和三年(竹之丸様御紋)

二三三三 享保二十一年二月(御紋に似寄りの紋など遠慮の事)

二三三四 寛保四年亥(ママ)正月(御一門家来、主人紋付衣服拝受・着用の事)

二三三五 享保六年三月(葵御紋付禁止)

二三三六 元文二年七月(葵・桐の頭・花桐、衣類模様禁止)

二三三七 享保二十一年三月五日(葵・花桐・菊模様・丸の内三ツ紋など遠慮の事)

二三三八 享保二十一年三月五日(菊の紋遠慮の事)

二三三九 安永七年閏七月(御紋付着用禁止)

二三四〇 安永五年十一月十七日(御紋遠慮の事他)

二三四一 寛保三年十二月(御一門妻女嫡女挑灯紋所の事)

二三四二 享保三年三月(御紋付衣類質入・売買禁止)

二三四三 寛延二年十一月(十文字御紋御免)

二三四四 (本十文字御紋御免) 「薩陽落穂集」

二三四五 寛政十年二月(紋服拝領の子孫、着用御免定)(二二二四号文書と同文)

二三四六 宝曆八年正月(御紋に似寄りの紋、札の事)

二三四七 安永二年六月二十日(丸の内七文字様の紋所御免)

諸御印

二二四八

安永二年四月(兵具方道具九の字合紋由緒、御召船飾武具目印など吟味、仰渡)

二二四九

安永二年十一月七日(道具九の字御紋付に改めの事、諸座合紋頭字に改めの事)

二二五〇

正徳二年十一月二十五日(家中幕定)

二二五一

天明二年四月(御船手印・御召船幕)

二二五二

十月二十一日・十二月十五日(御船印)

二二五三

明和四年九月(御召船印)

二二五四

寛政十三年申(ママ)五月二十三日(荷方船、白帆仰付の事)

二二五五

元文三年正月(異国方手当に付、仰渡)

二二五六

正徳二年十一月二十五日(御家中幕窓目印)

二二五七

(御厩看板印、寛政五年下国に付、向々申出の内)

二二五八

文化九年五月(朱紋挑灯の事)

御乗物

二二五九

(藩主乗物の事)

二二六〇

安永三年十二月十二日(乗物などに付、公儀へ伺) 旧記雑録追録六(一二二五の4)

二二六一

(安永三年)十二月十六日(打揚腰網代乗物由緒、公儀へ届出の事) 旧記雑録追録六(一二二五の7)

歴代制度 卷之三十四

江戸詰御人数

二二六二

天明八年正月(江戸詰人数定)

二二六三

明和六年十二月(江戸詰人数削減の事)

二二六四

享和元年六月(留守詰家老老人の事)

二二六五 享和元年六月（留守年上屋敷詰定数）
二二六六 宝曆五年九月（側・表役人・筆者・小役人、一年半づつ詰仰付の事）

二二六七 享和元年六月（在府詰定数）

二二六八 文化五年七月（家老二年詰仰付の事）

二二六九 天明八年十月二十六日（江戸詰留守居詰定数）

二二七〇 享保十五年十月六日（江戸詰と唱・書付の事）

二二七一 丑六月十三日（勝手方支配筆者・小役人江戸上下首尾）

二二七二 文化十一年六月（御隠居様白銀屋敷移りに付、詰定数）

御中途御式

二二七三 天明七年正月（初めて御上下次第）

二二七四 天明七年正月（御上下次第、仰渡）

二二七五 天明六年閏十月（諸所渡場御座船の事）

御着城

二二七六 寛政四年（御着城当日次第）

二二七七 明和六年六月（御礼使の事）

二二七八 （御着城当日の手当）

二二七九 寛延四年五月（重年公家督初めて御下国）

二二八〇 寛延四年六月十五日（御着城に付、通達）

二二八一 六月（御着城当日手当先例の通り）

二二八二 寛延四年六月（御着城当日諸役々勤場の事）

二二八三 享和二年戊（三亥）三月（御着城日柄の事）

二二八四 安永六年五月（外城衆中先供申渡）

二二八五 寛政四年十月（中将様御光着他）

二二八六 天明七年三月（中将様御下向、二之丸差し支えに付、本丸へ着城の次第）

二二八七 享保七年三月（総州様鹿兒島へ御着）

御光越

二二八八 天明七年正月（諸郷巡見）
二二八九 安永五年二月（桜島へ御光越）
二二九〇 寛政三年十月（加久藤ほか御光越）
二二九一 寛政五年（指宿ほか御光越）

二二九二 寛政九年九月（田布施へ御光越）

二二九三 安永六年十二月十日（加久藤御鷹野へ御光越）

二二九四 （安永六年）西十二月十一日（加久藤御鷹野へ御光越）

御光儀

二二九五 享保十六年四月（御光儀に付、通達）

二二九六 享保九年五月二十二日（御光儀の節、家来御目見）

二二九七 享保九年五月（御光儀）

二二九八 享保七年九月（御光儀の節、供士へ料理の事）

御宮参

二二九九 （斉興公宮参の次第）

御通筋

二三〇〇 天明三年十月（鹿兒島三町、御上下・御行列控の事）

二三〇一 天明三年十月九日（御着城の節、西田町より先払勤めの事）

二三〇二 （天明三年）卯十月（四本御道具にて御出の節、辻堅めの事）

二三〇三 天明三年十一月（御通筋心得の条々）

二三〇四 寛政七年六月（三本御道具にて御延気御出の節、先払の事）

二三〇五 天明三年十一月（先払提灯紋付の事）

二三〇六 天明三年十二月（先払横目、一番・二番払と唱の事）

二三〇七 天明三年十一月（御通筋門飾桶の事）

二三〇八 天明三年十一月十五日（町家御通行の節、町火消方などの事）

二三〇九 天明三年十一月十五日(飾桶・立砂の定)

二三一〇 天明四年十二月(飾桶に柄杓添の事)

二三一一 天明未(七年)八月(飾桶調様の事)

二三一二 天明三年九月(通路筋目障り場所の事)

二三一三 明和八年十月(払除触)

二三一四 安永六年六月(先払定)

二三一五 天明三年十月(辻堅めに付、家老申渡)

二三一六 享和元年七月(飾桶・立砂御省略中取扱いの事)

二三一七 享保三年三月二十七日(御通筋つくばい申聞せの事)

二三一八 享保九年三月(諸外城御通路にて御目見の事)

御首途

二三一九 午十二月二十六日(国元御首途の次第)

二三二〇 (国元初て御首途の次第)

二三二一 天明七年三月(中将様(重豪)江戸御首途式書)

二三二二 正徳四年(中将様(吉貴)国元御首途の次第)

二三二三 正徳四年七月十六日(御首途に付、通達)

御発駕

二三二四 寛政六子(ママ)二月四日(国元御発駕の次第)

二三二五 天明六年九月五(二十五カ)日(江戸国元御発駕定日)

二三二六 天明四年六月十九日(御発駕・御着城に付、見立・待受人数定)

二三二七 天明七年四月(国元江戸御発駕定日、通路宿々へ通達の事)

二三二八 天明七年三月(中将様(重豪)江戸御発駕の次第)

二三二九 天明七年三月(中将様(重豪)国元御発駕の次第)

二三三〇 文化七年七月(国元江戸御発駕定日、通路宿々へ通達の事)

二三三一 午九月(国元御発駕定日改めの事)

二三三二 寛政八年(御発駕の次第)

二三三三 (寛政八年)辰八月(御発駕に付、出水筋通路手当)

御出府御届

二三三四 貞享三年(御参府御届、平山勘兵衛日帳)

御参勤御礼

二三三五 貞享元年三月(御参勤御礼、平山勘兵衛日帳)

歴代制度 卷之三十五

供定

二三三六 宝永四年五月二十一日(草履取・中間刀差、挟箱・糞箱紋付遠慮の事)

二三三七 享保九年十二月(供廻削減仰付の事)

二三三八

の1 寛保三年十二月(一門家妻女・嫡女、供廻持道具の事)

の2 寛保四年正月七日(上下着用の事)

二三三九 安永二年五月(大身分、御一門先供人数定)

二三四〇 安永二年五月(家老以下供廻定)

二三四一 享保九年閏四月二十日(馬牽の足軽刀差遠慮の事他)

二三四二 明和五年八月(御儉約に付、供定)

二三四三 天明元年六月(家来股立の事)

二三四四 天明八年八月(城内供家来定)

二三四五 安永四年九月(乗輿、供廻支度定)

二三四六 安永二年五月(大身分名代勤め乗輿定)

二三四七 安永二年五月(大目付格・寄合以上、乗輿定)

二三四八 安永三年十二月(御礼使勤の節、供廻定)

二三四九 天明元年五月(供廻・持道具定)

二三五〇 文化六年三月(大目付以上乗物勝手次第に付、供廻削減)

減の事

二三五一 享保十五年十月三日(草履取・鍮持・中間支度の事)
二三五二 延享二年二月十三日(御一門・大身分の妻女・嫡女、
供廻持道具の事他)

二三五三 安永七年九月(島津但馬守滞在中供廻定)
二三五四 安永七年九月十九日(寺社奉行以下聖堂奉行迄供廻定)
二三五五 戊戌九月(寺社奉行以下御番頭迄供廻定)
二三五六 天明七年八月(御城近火の節、城内供定)
二三五七 (供廻定) 「薩陽落穂集」

御家老以下諸御役人自他國旅先御定

二三五八 天明七年十一月(家老・大目付以上近在通行の節庄屋
案内の事他)
二三五九 天明六年七月(家老・大目付以上御用に付諸郷通行の
節、郷土案内の事他)

二三六〇 天明五年十二月(領内勤方諸御行きを差越又は相越と
唱の事)
二三六一 天明七年六月二十九日(鍮印不用の事)
二三六二 享保十七年七月(江戸詰家老道中供廻道具の事)
二三六三 安永八年二月(八月カ)二十九日(大目付格以上諸外
城行の節、持道具・幔幕の事他)

二三六四 享保五亥(ママ)二月十八日(供廻人数削減勝手次第)
二三六五 享保二十年八月(諸御奉公人、進物など受けまじき事)
二三六六 天明六年八月(送人馬手配の事)
二三六七 安永七年十一月(奉行・頭人駕籠乗は勝手次第他)
二三六八

の1 安永六年五月十四日(御用宿宿札の事)
の2 (宿札の事)
二三六九 天明六年八月(諸郷差入の御奉公人三人賄料以下旅宿

へ水夫入付無用の事他

二三七〇 享保五年三月二日(諸御奉公にて田舎行に鉄砲持參無
用の事)
二三七一 天明七年四月十四日(家老・側勤・若年寄在江戸の節
は乗馬二疋定めぬの通り)

二三七二 安永九年八月(役人以下持病又は馬上成し難き者へ駕
籠乗免許の事)
の1 天明六年十一月(勝手方用人座にて医師より病症の次
第・証文承届の事)
の2 享保三年四月(江戸詰家老他供定)
二三七三 享保二年六月六日(道具印・小荷駄印改に付、本形の
通り調えの事)
二三七四 明和四年十月十八日(道中供の宿札名書の事)
二三七五 明和六年十二月(大里御乗船・御船卸の節、野袴着用
の事)
二三七六 明和六年八月(御礼使道中野袴着用の事他)
二三七七 明和七年六月(船奉行供野袴着用)
二三七八 文化五年子(ママ)二月(諸御奉公にて田舎行の節、
旅道具軽く取仕立の事)
二三七九 寛政十一年二月(御役々・検者旅宿へは御用の節、在
役話の事)
二三八〇 寛政十一年九月二十四日(送人馬受取に何勤めの訳記
の事)
二三八一 寛政三年三月(御供立幕宿の面々へ刀筒二つつつ持た
ず事)
二三八二 宝永六年十二月(伴・親類供願)
二三八三 正徳二年四月(道中荷物買目定)

- 二三八五 の1 元文三年正月(大坂詰横目手鍵持の事)
- 二三八五 の2 元文五年二月十八日(大坂詰横目道具持の節、自分手鍵持たす事)
- 二三八六 正徳二年三月二十六日(一所持・諸地頭へ仰渡)
- 二三八七 正徳三年八月(諸奉行・小役人・筆者、進物受けまじき事)
- 二三八八 享保三年四月十六日(病氣届)
- 二三八九 享保三年二月十四日(宇治瀬大明神祀場中、江戸参勲出船の事)
- 二三九〇 (道中ならびに他所心得)
- 二三九一 宝永五年六月(イ七月)二十一(二十二カ)日(家中の面々江戸往来の節、宿札張の事)
- 二三九二 天明四年九月(道中宿々継人馬等心得、公儀仰渡)
 - 御触書天明集成(二四四七) 天明四年六月 道中宿々往来之面々継人馬等之儀心得之事
- 二三九三 天明四年六月(道中荷物定法の通り賃払いの事)
- 二三九四 天明二年二月(今般江戸表御恐悦に付、諸事一涯慎の事)
- 二三九五 安永四年五月(諸国関所女通手形、公儀仰渡)
 - 御触書天明集成(三一八八)
- 二三九六 寛政二年九月(他領にて鉄砲打停止の事)
- 二三九七 の1 宝暦八年三月(御朱印人馬・賃人馬の制、公儀仰渡)
 - 御触書宝暦集成(一〇一一)
- 二三九八 の2 五月十一日(右に付、家老申渡)
- の1 寛政七年三月(家老以下諸役人、他所にて持高答振定)
- の2 寛政七年三月九日(役職石高定)
- 二三九九 寛政十一年十一月(中山道・甲州路通行願、容易取揚まじき事)
- 二四〇〇 寛政十二年六月(中山道通行、江戸同役へ願まじき事)
- 二四〇一 享和元年十月(用人・側役、道中乗物・陸尺の事)
- 二四〇二 の1 享和三年三月(道中川筋川明の節、混雑無き様順々越立の事、公儀仰渡) 御触書天保集成(五五六九)
- の2 享和三年六月五日(右に付、家老申渡)
- 二四〇三 文化元年十一月(木曾路は御免なき者一切通行致すまじき事)
- 二四〇四 文化元年十一月(江戸詰の面々同立の列を離れ自儘に船借まじき事)
- 二四〇五 文化二年十月(江戸其外交代の面々出立日定)
- 二四〇六 の1 寛政四年五月(伊達遠江守様より通達)
- の2 寛政五年六月(道中勅使・奉幣使出会い礼節の事)
- 二四〇七 文化元年九月(御上下道中具足箱など朱紋差留の事)
- 二四〇八 正徳二年四月(道中荷物買目定)
- 二四〇九 享保三年四月(道中鍵の事)
- 二四一〇 の1 十一月(東海道本坂通通行無用、公儀仰渡)
 - 御触書寛保集成(八九三) 享保二十年十月
- の2 享保二十年正月十二日(右に付、家老申渡)
- 二四一一 元文二年九月(参勤交代其外道中往来旅込屋へ引銭申すまじき事、公儀仰渡)
 - 徳川実紀八(元文二年九月)
- 二四一二 安永七年申(ママ)十二月(替駕籠の儀勝手次第)

- 二四一三 安永六年二月三日(東海道熱田より四日市宿直渡海の
訳先触へ書載べき事、公儀仰渡)
- 御触書天明集成(二四四一) 安永五年十二月)
- 二四一四 の1 天明二年十月(道中宿々のもの不埒の節、宿役人は呼
ばず道中奉行所詮議の事、公儀仰渡)
- 御触書天明集成(二四四二) 天明二年九月)
- の2 天明二年十月二十九日(右に付、家老申渡)
- 二四一五 天明二年十月(御用物荷札の事)
- 二四一六 明和十(安永二)年四月(小倉筋は出水筋・大口筋、
東目筋は高岡筋と唱の事)
- 二四一七 巳四月(公刃書出には九州筋・日州筋)
- 旧記雜録追録六(一〇三三)
- 二四一八 寛文七年五月二十五日(遠州(今切) 関所条目、公儀
仰渡)
- 令条記卷十九(二三九)
- 二四一九 (寛文七年五月)(今切関所改次第、公儀仰渡)
- 令条記卷十九(二四〇)
- 二四二〇 寛永八年九月二十一日(女ならびに手負其外不審なる
者改めの事、公儀仰渡)
- 令条記卷十九(二三六) 御触書寛保集成(五九)
- 二四二一 慶安四年十二月二十日(東海道関所、公儀仰渡)
- 令条記卷十九(二三七)
- 二四二二 寛文二年三月十二日(夜中通行、公儀仰渡)
- 令条記卷十九(二三八)
- 二四二三 慶長十六年七月(駅馬定、公儀仰渡)
- 令条記卷二〇(二四五)
- 二四二四 寛永二年八月二十七日(伝馬・駄賃定、公儀仰渡)
- 令条記卷二〇(二四六)
- 二四二五 万治三年十月(洪水に付当年中駄賃銭増の事他、公儀
仰渡) 令条記卷二〇(二四七)
- 二四二六 万治三年十一月八日(道中宿々へ通達、公儀仰渡)
- 令条記卷二〇(二四八)
- 二四二七 寛文五年十二月二十二日(伝馬・駄賃定、公儀仰渡)
- 令条記卷二〇(二四九)
- 二四二八 延宝二年二月(駄賃銭・次人足定、公儀仰渡)
- 令条記卷二〇(二五〇)
- 二四二九 天和二年五月(駄賃銭・次人足定、公儀仰渡)
- 令条記卷二〇(二五二) 御触書寛保集成(三六)
- 二四三〇 貞享三年十二月二十八日(東海道宿々へ通達、公儀仰
渡) 令条記卷二〇(二五四)
- 二四三一 元禄元年十月九日(東海道宿々へ通達、公儀仰渡)
- 令条記卷二〇(二五五)
- 二四三二 慶長十七年五月二十七日(渡船場定、公儀仰渡)
- 令条記卷十九(二三三)
- 二四三三 元和二年八月(渡船場定、公儀仰渡)
- 令条記卷十九(二三一) 御触書寛保集成(五八)
- 二四三四 元和二年(過書船定、公儀仰渡)
- 令条記卷十九(二三二) 過書船覚)
- 二四三五 安永五年八月(江戸詰目付役、中途支滞在証文)
- 二四三六 文化十一年四月(江戸詰往来、中途人馬継立)
- 二四三七 文化十一年四月(御上下の節人馬継立定)
- 二四三八 寛政元年四月(諸国御本亭)

歴代制度 卷之三十六

年中御式

二四三九 (年中御式)

二四四〇 天明三年十一月(煤払定日改め)

二四四一 天明三年正月(煤下は煤払、煤竿は煤竹と唱の事)

二四四二 寛政元年二月(煤払規式)

二四四三 延宝四年十二月三日(煤払定日改め)

二四四四 文化六年四月(省略年限中、年頭御膳初め下され方引取の事他)

二四四五 安永六年九月(重陽、御目見の事)

二四四六 天明七年七月(七夕、御目見の事)

公儀年中御式

二四四七 (寛文十年の御式)

寢府年中行事

二四四八 (寢府年中行事)

御用日

二四四九 宝永六年八月二十日(御前御用日・家老寄合日)

二四五〇 享保二年四月二十日(御前御用日)

二四五一 安永二年四月(御前御用日)

二四五二 天明七年三月(御前御用日)

二四五三 宝暦元年六月(御前御用日)

二四五四 寛政八年八月(御吟味日・御再聞日)

二四五五 天明八年三月(御前御用日改め)

二四五六 文化六年八月(御前御用日)

録目 御寄合日

二四五七 寛政九年二月二十日(御寄合日)

二四五八 寛政八年十二月二十五日(御挨拶振定)

年頭御規式

二四五九 明和八年十一月六日(儉約年限中、年頭規式御請ざる事)

二四六〇 安永三年十二月(儉約年限内、年頭御礼熨斗目着用無用の事)

二四六一 明和八年正月(福引停止の事)

二四六二 享保六年十二月晦日(年頭規式次第)

二四六三 天明三年十月(御手掛は御喰摘と唱・書付の事)

二四六四 文化五年十一月(年頭其外床飾定)

二四六五 (年頭規式次第)

二四六六 丑十一月二十八日(年頭御礼着座次第)

二四六七 享保十八年八月(年頭御礼、納太刀仰付の事)

二四六八 文化六年二月(御書院など年頭飾は儉約年中引取の事)

二四六九 享保八年七月二十三日(年頭御座配は年頭御礼着座と唱の事)

八朔御規式

二四七〇 寛政二年(八朔規式定)

二四七一 旧記雜錄追録七(一九)

二四七二 寛政二年五月(八朔進上物仰付の事)

二四七三 旧記雜錄追録七(一八)

二四七四 寛政二年五月(進上物定)

二四七五 旧記雜錄追録七(一七)

二四七六 寛政二年八月(御部屋柶様へ八朔進上物)

二四七七 寛政六年(八朔に付、達)

二四七八 寛政六年(御留守年八朔の次第)

二四七九 寛政八年(八朔規式御請)

二四八〇 (八朔規式次第)

二四八一 (八朔規式の手当)

諸節句御規式

二四七九 天明七年八月（年頭そのほか諸節句御蔭膳調の事）

二四八〇 （五節句）

二四八一

の1 天明三年十一月晦日（年頭飾の手当）

の2 卯十二月朔日（右に付、勝手方申渡）

二四八二 享和元年十二月四日（門飾不要の場所定）

二四八三 寛政七年七月（七夕御目見）

二四八四 天明九（寛政元）年二月十六日（江戸煤払規式）

二四八五 （年頭其外御祝事神事の場へ諸白渡の事、御船手御規帳）

歴代制度 卷之三十七

御礼事

二四八六 享保十一年（年頭御礼席）

二四八七 延享五年（年頭御礼席）

二四八八 寛延四年十一月（御盃頂戴）

二四八九 （着座定）

二四九〇 天明六年十二月（月次御礼の次第）

二四九一 安永十年四月（御一門御目見の節脇差帯の事）

二四九二 安永十年四月（大身分以下御目見の節、御褥御用）

二四九三 天明七年正月（御先立・御簾鑲役同朋勤めの事）

二四九四 享保九年七月（年頭御座配は御礼着座と唱・書付の事）

二四九五

の1 （礼記）

の2 天明七年三月八日（謁席）

二四九六 正徳元年九月（御対面所御礼）

二四九七 寛政六年八朔（御在府中謁席）

二四九八 天明五年四月（御在府の節、与中諸士年頭・五節句御家老の事）

二四九九 天明五年三月一日（島津左衛門御礼席仰付の事）

二五〇〇 天明八年八月二十四日（種子島彈正御礼席仰付の事）

二五〇一 天明八年四月十九日（島津筑後登城の節、水仙之間下休息所仰付の事）

二五〇二 安永五年四月（御在府の節、御役・地頭職御礼）

二五〇三 安永六年七月九日（御目通の面々、目障り体心得の事）

二五〇四 元文三年十二月（大目付以上へ御礼）

二五〇五 元文五年二月十九日（大目付以上へ祝物）

二五〇六 天明五年十一月二十七日（病氣届）

二五〇七

の1 天明五年十二月（御在国の節御礼席に付、達）

の2 天明六年五月（島津左衛門御礼席の事）

二五〇八 天明五年十二月（無役一所持以下寄合登城の節、控席）

二五〇九 天明八年七月（控所など改め）

二五一〇 天明五年八月十九日（日食に付、御出座の刻限前日沙汰の事） 旧記雑録追録六（二二五〇）

二五一一 （天明五年）十二月（来正月一日日食に付、五ツ時早め登城出仕の事）

二五二二 天明八年三月二十一日（月次其外御礼事、遅滞なき様出仕揃の事）

二五二三 天明五年八月（大目付以上、規定役々は大奥にて御目見仰付の事）

二五二四 天明七年正月（御座之間脇差帯仰付の事）

二五二五 天明七年八月（惣出仕定）

二五二六 寛政二年七月（夏の内月次御礼には足袋着用の事）

- 二五二七 安永四年閏十二月(檢校其外盲目御目見付添の事)
- 二五二八 天明三年十月六日(出仕四ツ打揃方の事)
- 二五二九 寛政六年十一月(表・勝手方支配役にて奥支配勤の人礼席の事)
- 二五二〇 寛政八年八月(御首途後は月次御礼御請まじき事)
- 二五二一 寛政九年閏七月二十一日(夏の内月次御礼に足袋着用勝手次第)
- 二五二二 寛政八年正月(若殿様へ御礼進上物)
- 二五二三 寛政八年二月(儉約中、月次御祝儀帳差出無用の事)
- 二五二四 寛政七年八月(種子島佐渡御礼席謁席仰付の事)
- 二五二五 寛政八年五月(中将様高輪御殿へ引移、諸謁事申渡)
- 二五二六 天明七年四月(中将様二之丸へ御座の節、諸謁事申渡)
- 二五二七 天明七年七月晦日(与力惣出仕御祝儀等帳付の事)
- 二五二八 天明八年七月(他国使者御書院にて御目見の事)
- 二五二九 天明九年二月(差控伺・親類咎目の者、目通り勤方・御礼席出席伺の事)
- 二五三〇 安永五年五月十四日(御在府中家老より大目付格まで五節句・月次御祝儀申上の事)
- 二五三一 天明六年十二月(月次御礼次第)
- 二五三二 天明三年二月(江戸大書院・表書院正月中簾掛の事)
- 二五三三 天明二年三月(虎寿丸様御座の間御出座)
- 二五三四 安永四年七月(大身分対面所御出座前樋之間控)
- 二五三五 安永四年七月(右同断、御礼席口)
- 二五三六 天明元年閏五月(初めて御目見、月番大目付席詰)
- 二五三七 明和五年丑(ママ)十一月二十八日(諸御役人御目見の節、有来通りに相違の儀は御断申上の事)
- 二五三八 享和二年七月晦日(月次御礼御免、御船手壁書)
- 二五三九 寛政八年三月(元服其外御礼席猥なき様致すべき事)
- 二五四〇 寛政八年六月(若殿様へ謁御祝儀申上の事)
- 二五四一 寛政八年八月(御首途後は月次御礼御受けまじき事)
- 二五四二 寛政四年十月(中将様二之丸へ御座の節、諸謁事再申渡)
- 二五四三 天明八年七月十日(同日御祝儀帳一帳に仕立の事)
- 二五四四 天明七年八月(御初入部まで間有に付、謁御役御礼仰付の事)
- 二五四五 寛政元年閏六月(御初入部に付、元服初めて御目見も一統御礼仰付の事)
- 二五四六 天明七年八月十八日(月次御祝儀の面々五ツ半までに出席次第謁の事)
- 二五四七 元文二年四月十五日(鳥津玄蕃家来継目家督御目見次第)
- 二五四八 元文元年十二月十九日(諸御礼席改め)
- 二五四九 元文元年十(十二カ)月二十日(寄合並・嫡子・二男以下御目見の事)
- 二五五〇 元文三年十月二日(養子違変御免の者初めての御目見の事)
- 二五五一 元文四年二月(極貧にても衣類借用致し一世一度は御目見仕の事)
- 二五五二 寛延四年九月十九日(弓進上以上家筋の者御書院にて御礼仰付の事)
- 二五五三 宝暦二年三月(独礼・与頭・御番頭、病氣出仕御断書届出の事)
- 二五五四 十二月八日(諸所移地頭らへ節句・月次御礼に御目見仰付の事)
- 2 (宝暦四年) 亥十二月九日(右申渡)

二五五五 宝曆六年丑(ママ)八月二十九(二十七カ)日(倉岡在番らへ一度は御目見仰付の事)

二五五六 宝永六年八月二十七日(梶山・綾在番・表同朋頭罷出の事)

二五五七 十二月(五節句御慎の節、出仕の帳銘書の事他)

二五五八 正徳四年四月九日(月次御礼出仕来十五日より四ツ半時揃の事)

二五五九 正徳六年三月十八日(月次御礼席の事)

二五六〇 安永十年閏五月十五日(御礼席下りの節壁付疊下る事)

二五六一 安永五年二月(御在府の節、御役・地頭職御礼進上物納済の事)

二五六二 (寛延)七月(御礼事支度の事)

二五六三 安永二年四月(節句・月次御礼日、御勝手方支配奉行・頭人ら当番一人定め)の事)

二五六四

の1 午十二月二十九日(年頭御礼名代願出の事)

の2 十二月(地頭職の年頭御礼名代願出の事)

二五六五 文化十一年六月(御隠居様白銀屋敷引移に付、大御隠居様同様仕向の事)

謁振

二五六六 天明五年十一月(謁振の次第)

二五六七 天明五年十一月(御家老謁、月番家老上席の事)

二五六八 天明五年十一月(月次謁の次第)

二五六九 天明五年十一月(南泉院ほか寺院謁)

二五七〇 安永五年五月十四日(御参府中家老より大目付格まで五節句・月次御祝儀申上の事)

二五七一 天明五年(元年カ)十一月(奥向御近習通役々そのほか謁事定)

二五七二 天明五年十一月(謁事定)

二五七三 天明五年十一月(奏者番謁の事)

二五七四 天明五年十一月(月次謁の次第)(二五六八号文書と同文)

二五七五 元文元年三月十九日(御礼席定)

二五七六 安永九年二月(御城修補に付、諸座仮詰所・御礼席の事)

二五七七 安永九年三月一日(惣出仕の事)

御酒其外頂戴并進上之事

二五七八 正徳元年九月(御盃の御流と御流の唱え分け)

二五七九 (御盃の御流と御流頂戴の事)

二五八〇 天明寅(二年)十一月二十九日(御盃事)

二五八一 天明五年正月(御酒頂戴の事)

二五八二 宝曆十一年十月二十五日(重豪家督初めて下国、御膳進上・御料理頂戴) 旧記雑録追録五(二五八五)

二五八三 宝曆十二年正月七日(御鎧祝御料理頂戴の事)

二五八四 天明七年正月(初入部に付、御料理頂戴席の事)

二五八五 天明六年十二月六日(御鎧餅の汁頂戴席の事)

二五八六 天明六年正月(大目付・御番頭へ御鎧祝餅の汁頂戴)

二五八七 寛延四年九月(琉球小禄王子より御膳進上)

二五八八 正徳四年八月二日(琉球人親方以上三方にて料理頂戴の事)

二五八九 (寛延四年九月)(初めて下国に付、御膳進上・御料理頂戴の事)

登殿口

二五九〇 正徳二年十二月二十四日(登殿入口定)

二五九一 寛政元年六月(神主職登城等の次第)

二五九二 寛政四年八月二十一日(御勝手方役人へ表方出入の間

改め申渡)

- 二五九三 天明六年五月(書役・小役人へ玄喚出入に付、申渡)
- 二五九四 天明七年正月(家老平日出勤の次第)
- 二五九五 (寄合以上出仕口の次第) 「薩陽落穂集」

御城内御飾

- 二五九六 安永七年十二月二十八日(御本門内唐御門下飾、虎之間話の事)
- 二五九七 天明五年十一月(唐御門より虎之門出仕の次第)
- 二五九八 安永八年七月(公儀役人・琉球太子登城の節、稲巻敷付の事)
- 二五九九 天明五年十一月(虎之間話の事)
- 二六〇〇 安永七年十二月二十八日(御本門内唐御門下飾、虎之間話の次第)

の2

- 二六〇一 安永八年四月(月次は御飾・物頭張番・虎之間話無用)
- 二六〇二 安永八年六月(月次御札には唐御門内外飾・虎之間話無用の事)
- 二六〇三 享保十二年午(ママ)八月二十九日(御儉約に付、平日物頭張番無用の事)

御座御飾

二六〇三 文化五年十一月(床飾定)

御城内御殿廻

- 二六〇四 正徳二年八月五日(孝行之間は台子之間と唱の事)
- 二六〇五 享保十年二月十七日(溜之間は鷲之間と唱の事)
- 二六〇六 享保十年十月二十三日(高役番所と唱の事)
- 二六〇七 宝永七未(ママ)四月七日(御花園御門と唱の事)
- 二六〇八 宝曆十二年十月二十五日(御座唱と改唱の事)
- 二六〇九 明和元年七月二十八日(外御庭と改唱の事)

二六一〇 安永十年十月(新御座と唱の事)

- 二六一一 天明二年十二月(新御作事御殿と唱の事)
- 二六一二 天明三年九月(御中奥と改唱の事)
- 二六一三 天明三年十月二十日(奥口・御近習口と改唱の事)
- 二六一四 天明六年正月(奥口と改唱の事)
- 二六一五 天明六年六月九日(奥口は鳴子之口と唱の事)
- 二六一六 天明五年二月十六日(御嫡子様・御隠居様居宅二之丸と唱の事他)

二六一七 (山下御用屋敷と改唱の事)

- 二六一八 天明四年十一月三日(一御殿と唱の事)
- 二六一九 天明五年四月(中之間と唱の事)
- 二六二〇 天明五年八月(二之丸御庭と唱の事)
- 二六二一 天明五年八月十九日(御役所札の事)
- 二六二二 (右同日)(御内玄喚と改唱の事)
- 二六二三 天明六年四月(竹之間と改唱の事)

二六二四 旧記雑録追録六(二二六六七)

- 二六二五 天明六年閏十月(御茶道部屋と改唱の事)
- 二六二六 寛政三年四月(東御長屋御門と唱の事)
- 二六二七 寛政四年十一月十八日(西口御門と唱の事)
- 二六二八 明和八年三月十五日(御庭御中門・御庭方と改唱の事)
- 二六二九 天明三年正月(東御殿御座廻と改唱の事)
- 二六三〇 文化三年十二月(上御屋敷御殿廻出来、御座向の事)

の1

二六三一 (上屋敷座敷唱の事)

- 二六三二 安永九年二月(御城御修補、御役座直し方の事)
- 二六三三 諸所御門

二六三二 天明六年十月二十四日(諸所御門下座・開閉定)

二六三三 安永四年二月(高役番所定)

二六三四 同年(安永四)未三月(御門番所新設)

二六三五 同年(安永四)未三月(新御門唱)

旧記雜錄追録六(一一五二)

二六三六 安永四年三月(番所受持)

二六三七 正月(番人心得の覚)

二六三八

の1 正月(番所定)

の2 同年正月(喧嘩口論など異変制しの事)

二六三九 安永二年六月九日(寺社奉行他役々へ門番辻番人数半下座の事)

二六四〇 天明七年八月(御寺御法事の節諸大身分へ勤番仰付の事)

二六四一 安永四年六月(御内証の御方など御門通融の事)

二六四二 天明八年六月(表御門番所条目)

二六四三 享保九年八月五日(福昌寺はか寺院登城下座定)

二六四四 未正月八日(下座・御門開定)

二六四五 天明八年五月(正月カ)十七日(御出ならびに南泉院御札御請の事)

二六四六 申正月六日(御城内ならびに下馬供懸の事)

二六四七 宝曆八年三月(御城下辻番所へ夜廻申付の事)

二六四八 安永七年十月(御道具其外出入締方の事)

二六四九 享和三年五月五日(御台所御門出入締方の事)

二六五〇 元文二年十二月(北之御門女中通融差し留めの事)

二六五一 安永三年四月(江戸上御屋敷御門下座の事)

二六五二 安永八年三月(出火騒動の節は下座に及ばざる事)

二六五三 安永四年六月(杵形・新橋御門番所へ箱番所一ヶ所造

下馬下乗

立の事)

二六五四 安永二年五月(御城下犬垣取除、下乗下馬札建の事)

二六五五 天明八年十月(御楼門橋涯など下乗下馬札建の事)

二六五六 寛政六年六月十七日(下馬にて下乗は無用他)

二六五七 安永二年五月(下馬にて脱笠無用の事)

二六五八 享保十三年四月(島津将監乘輿御免)

二六五九 享保十三年四月(種子島彈正乘輿御免)

二六六〇 安永二年五月十四日(御城下立番定)

二六六一 安永二年五月(御一門登城の節下乗場所改めの事)

二六六二 同年五月二十八日(諸御役人へ立番足軽より式礼の事)

二六六三 天明五年五月二十六日(唐御門諸人通融の事)

二六六四 寛保元年三月(御城内・下馬供定)

二六六五 天明七年四月二十五日(御城内・下馬供定)

二六六六 天明七年五月三日(同心其外一身者、御城内齒付下駄禁止)

二六六七 天明八年四月(脱笠定)

二六六八 安永二年五月(下馬下乗供定)

二六六九 天明八年四月(御城内供家来定)

二六七〇 (同年同日)(下馬下乗与力同心堅めの事)

二六七一 天明八年四月(寺院にては下乗の事)

二六七二 天明七年七月(御一門方登城供、長柄は天氣次第)

二六七三 天明八年六月(下馬下乗堅、御儉約に付、引取の事)

二六七四 天明八年四月二十九日(御城内立番削減仰付の事)

二六七五 明和四年十一月三日(日笠遠慮場所の事)

二六七六 元文四年五月(下乗定)

二六七七 安永三年三月(赤松造酒杖御免)

二六七八 安永二年六月(福昌寺黒門開定)

二六七九 旧記雜錄追録六(一〇五四)
天明七年五月四日(同心其外一身体、御城内齒付下駄
禁止)(二六六号文書と同文)

二六八〇 享保九年正月(御下屋敷西御門前仮橋まで御城下同前
下馬下乗の事)

二六八一 元文四年五月二十九日(寄合以上七歳未満の子共女中
同前、御城下下乗無用の事)

二六八二 文化七年四月(寛二郎殿御引越、乘輿行列供廻の事)

二六八三 元文三年十二月二十六日(万石以上乘輿御免)
旧記雜錄追録四(一二六五)

二六八四 享保十三年四月(島津将監乘輿御免)(二六五八号文
書と同文)

二六八五 延宝九年五月二十五日(乘輿御免、公儀仰渡)
令条記卷三十(三九六)

江戸駕籠
二六八六 貞享三年二月(江戸駕籠御免、平山勘兵衛日帳)

杖御免
二六八七 貞享元年二月(駕籠御免、平山勘兵衛日帳)

御免御用屋敷
二六八八 文化七年二月一日(三原善兵衛杖御免願)

二六八九 宝曆六年四月(武御屋敷・田上川原御屋敷家作の事)
旧記雜錄追録五(一八一九)

二六九〇 宝曆十一年九月(武御屋敷作事の事)

二六九一 安永九年十一月(五本松御屋敷と唱の事)

二六九二 享保十二年午(ママ)七月三日(西田御屋敷と唱の事)

二六九三 元文四年五月(上・下築地と唱の事)

二六九四 寛保三年十月二十二日(初平と唱の事)

二六九五 延享元年六月九日(上築地は鶴江崎築地と改唱の事)

二六九六 寛政元年五月(築地・五本松御屋敷用地替の事)

二六九七 寛政二年九月(宗門方吟味所と改唱の事)

二六九八 寛政七年六月(中村御茶屋と唱の事)

二六九九 元文五年三月(御船手御屋敷教改)

二七〇〇 安永二年(御船手屋敷数、両御船手竿入改)
(御春屋の由緒)

二七〇一 享保七年四月十一日(於須磨様御下屋敷移りの事)

二七〇二 (享保七年)六月二十八日(総州様御下屋敷移りの事)

二七〇三 元文五年(徳姫様築地御屋敷移りの事)

二七〇四 享保元年十二月六日(鼓川御屋敷と改唱の事)

二七〇五 延享三年十二月(山下御屋敷と唱の事)

二七〇六 天明四年三月二十八日(御茶屋と唱の事)

二七〇七 享和四年二月(浜崎御屋敷と唱の事)

二七〇八 安永二年五月(御役所屋敷の事)

二七〇九 享保十八年二月八日(美観崎と唱の事)

二七一〇 三都御屋敷

二七一〇 (桜田御屋敷の事)

二七一〇 (芝御屋敷の事)

二七一〇 (高輪御屋敷の事)

二七一〇 安永二年四月十九日(三都御屋敷呼称の事)

二七一〇 旧記雜錄追録六(二〇三二)

二七一〇 安永三年五月(公辺向、桜田御屋敷を上御屋敷、芝御
屋敷を御居屋敷と唱の事)

二七一〇 旧記雜錄追録六(一一九二)

二七一〇 安永二年閏三月(御守殿御拝借地拝領)

二七一〇 寛政十一年十二月(京極様抱地御屋敷地御買入の事)

二七一〇 (高輪町ならびに御屋敷役所の事)

- 二七一九 寛政八年八月(大崎屋敷統地面、御抱添地願出)
- 二七二〇 寛政八年十二月(大井村御抱屋敷雅姫用の事)
- 二七二一 寛政九年四月(高輪御殿の地面蓬山と唱の事他)
- 二七二二 寛政八年正月(高輪御茶屋は高輪御殿と改唱の事)
- 二七二三 寛政八年五月(高輪向御屋敷と改唱の事)
- 二七二四 文化十一年三月(白銀御屋敷と唱の事)

歴代制度 卷之三十八

御直参・御代参

- 二七二五 寛政元年三月十日(諸所御参詣着服定)
- 二七二六 寛政五酉(ママ)正月(中将様(重豪)御参詣着服定)
- 二七二七 天明七年七月(諸所御代参定)
- 二七二八 天明三年八月(加志久利など御代参定)
- 二七二九 明和六年十二月(福昌寺大門御通路の事)
- 二七三〇 天明五年五月(明姫様・嶺松院様・御千万様御参詣)
- 二七三一 天明七年正月(鎌倉御参詣)
- 二七三二 天明七年正月(加世田日新寺御参詣)
- 二七三三 天明七年八月(築地神明宮の事)
- 二七三四 (享保十五年)(日光拝礼)
- 二七三五 天明五年五月(鎌倉白旗大明神・鶴岡八幡宮参詣)
- 二七三六 旧記雑録追録六(二二三三)
- 二七三七 明和二年八月(南泉院御代参)
- 二七三八 安永四年十二月(護摩所御名代)
- 二七三九 明和六年酉(ママ)十二月二十四日(御参詣・御仏詣 供支度の事)
- 二七四〇 安永四年七月(浄岸院様御位牌所参詣)
- 二七四一 天明元年五月(上稻荷・護摩所、稻荷同所不動へ参詣)

稻荷流鏝馬

- 二七四二 天明元年閏五月(御代参支度定)
- 二七四三 享保十六年四月十四日(大雄山御参詣)
- 二七四四 (寛政元年)(花尾山御参詣)
- 二七四五 天明元年閏五月(花尾権現・郡山一之宮へ御参詣・御代参献納)
- 二七四六 享保二年八月十九日(大猷院様・敝有院様御参月定)
- 二七四七 (鹿兒島稻荷神前流鏝馬由緒、川上十郎左衛門書出)
- 二七四八 (稻荷由緒、旧伝集)
- 二七四九 宝曆六年四月十二日(稻荷祭祀)
- 二七五〇 御家督初テ御下国ニ付、五社御参詣之御次第
- 二七五一 (五社御参詣)
- 二七五二 文化八年九月(五社御参詣御行列)

諏訪社頭殿

- 二七五三 一の1 (諏訪社由緒)
- 二七五四 永享十年五月七日(鹿兒島諏訪大明神祭礼法様の事)
- 二七五五 旧記雑録前編二(一一二二)
- 二七五六 (諏訪社御頭殿の事)「上井寛兼日記」
- 二七五七 (鹿兒島諏訪方御佐山御祭の次第、安養院文書)
- 二七五八 安永五年四月二十二日(頭屋神事能御名代陸止・詰役 削滅吟味の事)
- 二七五九 安永五年四月(右に付、家老申渡)
- 二七六〇 天明八年七月(上下町踊町役着用服の事)
- 二七六一 天明八年七月(在踊町役着用服の事)
- 二七六二 宝永六年六月二十六日(諏訪祭礼名代・詰人数)
- 二七六三 文化五年三月五日(諏訪・稻荷御神事供物・祭礼等御引取吟味、記録奉行申出の書付)

大追物
二七七七

(犬追物由緒)

歴代制度

卷之三十九

二七七八

宝永七年(犬追物由緒、上使御答書)

二七七九

寛政元年(犬追物由緒、上使御答書)

二七八〇

安永四年十月二十六日(犬追物御覧、御手当の次第)

二七八一

(犬追物由緒)「薩陽落穂集」

二七八二

正保四年十一月十三日(將軍上覧、武州王子原にて犬追物射手人数)

二七八三

(検見・喚次)

二七八四

寛延四年九月(諸士御膳進上・御能見物通達)

二七八五

(寛延四年)九月(御膳進上、座分の次第)

二七八六

寛延四年九月(御膳進上の次第)

二七八七

寛政元年十一月五日(御膳進上の御礼)

二七八八

寛政元年十月(御膳進上の御礼)

二七八九

西十一月朔日(城内・諸座惣て麻袴・十徳着用の事)

二七九〇

寛政元年六月(対面所飾の事)

二七九一

(寛政元年)(齊宣初入部、諸士御膳進上手当)

二七九二

寛政元年十一月(齊宣初入部、諸士御膳進上・御能御覧の次第)

二七九三

寛政元年十一月(御家督御初入部御祝御能手当)

二七九四

天明七年正月(御料理頂戴の事)

二七九五

天明六年十二月六日(御饅餅の汁頂戴の席の事)(二五八五号文書と同文)

二七九六

宝曆十二年正月七日(御饅餅御料理頂戴の事)

二七九七

天明六年正月(大目付・御番頭へ御饅餅の汁頂戴)

二七九八

天明五年正月(御酒頂戴の事)

二七九九

正徳元年九月(御盃の御流・御流、唱え分けの事)

二八〇〇

寛延四年九月(琉球小祿王子御膳進上)

二七七八

文化六年三月(諏訪・稻荷社神事の事)

二七七九

明和六年五月四日(福昌寺再建の事)

二七六二

安永四年十二月(福昌寺造替に付、茅負無用の事)

二七六三

(御関狩由緒)

二七六四

享保十三年正月(御関狩に付、仰出)

二七六五

宝永七年(関狩由緒、上使御答書)「御問條御答書写」

二七六六

(関狩由緒、記録奉行書出)

二七六七

明和八年(来辰年惣人数立仰付の事)

二七六八

明和五年九月(御儉約年限内、御関狩人数立の事)

二七六九

安永五年三月(御儉約内、御関狩は旧式仰付の事)

二七七〇

(御馬追由緒)

二七七一

(吉野御牧、御記録奉行書出)

二七七二

安永五年三月二十三日(吉野御馬追詰役・次第など改めの事)

二七七三

正徳二年巳(ママ)五月(諸所御馬追定)

二七七四

享保三年十月八日(福山御馬追詰人数書出、送人馬手当の事)

二七七五

延享二年九月十四日(福山御馬追御見物の事)

二七七六

安永七年四月(吉野御馬追見物往來の嗜に付、達)

二七七七

(御馬追由緒)

二七七八

宝永七年(犬追物由緒、上使御答書)

二七七九

寛政元年(犬追物由緒、上使御答書)

二七八〇

安永四年十月二十六日(犬追物御覧、御手当の次第)

二七八一

(犬追物由緒)「薩陽落穂集」

二七八二

正保四年十一月十三日(將軍上覧、武州王子原にて犬追物射手人数)

二七八三

(検見・喚次)

二七八四

寛延四年九月(諸士御膳進上・御能見物通達)

二七八五

(寛延四年)九月(御膳進上、座分の次第)

二七八六

寛延四年九月(御膳進上の次第)

二七八七

寛政元年十一月五日(御膳進上の御礼)

二七八八

寛政元年十月(御膳進上の御礼)

二七八九

西十一月朔日(城内・諸座惣て麻袴・十徳着用の事)

二七九〇

寛政元年六月(対面所飾の事)

二七九一

(寛政元年)(齊宣初入部、諸士御膳進上手当)

二七九二

寛政元年十一月(齊宣初入部、諸士御膳進上・御能御覧の次第)

二七九三

寛政元年十一月(御家督御初入部御祝御能手当)

二七九四

天明七年正月(御料理頂戴の事)

二七九五

天明六年十二月六日(御饅餅の汁頂戴の席の事)(二五八五号文書と同文)

二七九六

宝曆十二年正月七日(御饅餅御料理頂戴の事)

二七九七

天明六年正月(大目付・御番頭へ御饅餅の汁頂戴)

二七九八

天明五年正月(御酒頂戴の事)

二七九九

正徳元年九月(御盃の御流・御流、唱え分けの事)

二八〇〇

寛延四年九月(琉球小祿王子御膳進上)

二八〇一 寛延四年九月（初めて下国に付、御膳進上・御料理頂戴の事）

二八〇二 正徳四年八月二日（琉球人親方以上料理頂戴の事）

二八〇三 宝曆十一年十月二十五日（重豪家督初めて下国、御膳進上・御料理頂戴の事）

旧記雑録追録五（二五八五）

二八〇四 寛延四年九月十七日（組中諸士へ御家督御任官祝料理頂戴の事）

二八〇五 （寛延四年）九月二十一日（御用人より納殿役人まで料理頂戴次第書）

二八〇六 寛政二年三月（御鑑祝御酒頂戴の事）

二八〇七 寛政元年十一月（初めて御入国御能見物・御料理頂戴）

二八〇八 寛政元年十一月十六日（諸与与力の内御番・番代へ御能見物・御料理頂戴仰付の事）

御料理頂戴

二八〇九 寛政八年八月（大宜見王子へ御能見物・御料理頂戴）

二八一〇 （寛政八年）辰八月（参府上国の王子らへ御能見物・御料理頂戴の手当）

二八一 寛政八年（参府上国の王子らへ御能見物・御料理頂戴の次第）

二八一二 （寛政八年）辰八月（琉球館閑役へ通達）

御膳進上

二八一三 寛政八年八月（大宜見王子御膳進上の手当）

二八一四 （大宜見王子御膳進上の次第）

御祝御能

二八一五 寛政元年（御家督御初入部御祝御能の次第）

二八一六 （寛政元年）酉六月二日（御家督御初入部御祝御能の手当）

土踊町踊

二八一七 （宝曆二年）申二月十八日（重年公土踊御覽の次第）

二八一八 二月（上下踊の次第）

二八一九 二月十四日（上下町踊の次第）

二八二〇 寛政二年五月十八日（下土踊諸入目料出銀上納）

二八二一 天明九年二月（御初入部、諸武芸・土踊・町踊御覽）

碗飯御飾

二八二二 寛政元年五月（御小姓与番頭土踊惣差引仰付の事）

二八二三 （碗飯飾由緒）

二八二四 （碗飯）

二八二五 の1 （年頭飾、天正十二年正月日帳）

の2 （年頭飾、東鑑）

の3 （義弘公碗飯飾）

の4 （当時の碗飯飾）

二八二六 安永四年八月（碗飯・御三献、御留守年も在国の通り）

二八二七 文化六年四月（儉約年限中、御書院碗飯飾引取の事）

二八二八 （碗飯役その外役事、太平記綱目）

嘉祥亥亥

二八二九 天明二年十一月二十五日（嘉祥亥猪、御祝日立）

二八三〇 天明三年六月十日（祝餅頂戴の事）

二八三一 天明三年六月十日（嘉祥御祝定）

二八三二 （嘉定亥猪の事） 「新安神簡」

二八三三 （嘉祥・嘉定、合類節用集）

四首頭

二八三四 享保十年十二月二十九日

御吉書御式

二八三五 （御吉書式の事）

歴代制度 卷之四十

奥表出入

二八三六 天明五年五月(御家老・御側詰・若年寄・大目付へ御

役に付、対客または面会の事他)

二八三七 安永五年八月(御側廻・表方諸稽古方など一切相交わ

りまじき事)

二八三八 天明五年六月二十九日(申込の趣に応じ面会致すべき

事他)

二八三九 天明五年六月二十九日(奥筋面々へ出入禁止他)

二八四〇 天明五年六月二十九日(江戸表長屋の同宿定)

二八四一 天明五年六月二十九日(大身分初め家柄の面々、平生

慎みの事)

二八四二 天明五年六月二十九日(御一門方、諸人差別なく出入

致すまじき事)

二八四三 天明五年六月二十九日(大目付以上へ面会申込の事他)

二八四四 天明五年七月十六日(出入定)

二八四五 天明五年八月八日(家柄の面々とは寄合並以上、格別

軽き向とは与力以下の事)

二八四六 天明六年六月(身分軽重の格式立ての事)

二八四七 安永七年閏七月(対面心得の事)

二八四八 天明五年六月(御供目付御目付方出入定)

二八四九 天明五年七月十六日(奥・表、道中船中同立は相成ら

ざる事)

二八五〇 天明三年十月(御家老以下役々へ御役に付、対客また

は面会定)

二八五一 天明三年十一月(大目付以上その他役々・奥勤宅へ出

入定)

二八五二 天明五年五月(大目付以上・奥・表、出入定)

二八五三 八月二十一日(吟味の条々)

二八五四 天明八年四月二十八日(町奉行以上は支配下役宅へ出

入遠慮の事)

二八五五

の1 寛政七年九月(町奉行その他へ動向に付、出入の事)

の2 (町人役場出入慎みの事、申渡)

造士館

二八五六 安永二年三月(聖堂・講堂建立)

二八五七 旧記雑録追録六(一〇〇九)

同年二月(諸稽古場造立)

二八五八 安永二年二月(御下屋敷空地の内に聖堂・諸稽古場仰

付の事)

旧記雑録追録六(九九三)

同年八月十二日(聖堂成就)

二八六〇 安永二年八月十六日(聖堂参詣定)

二八六一 安永二年八月二十二日(聖堂釈菜に付、心得の事)

二八六二 巳八月(講堂学業の次第)

二八六三 天明二年七月(式日講談・会読出席の面々星合)

二八六四 天明六年九月(聖堂は造士館、諸稽古場は演武館と唱

の事)

二八六五 安永二年十二月(釈菜に付、献納)

二八六六 天明五年九月二十二日(林家入塾は聖堂奉行へ願出)

二八六七 安永三年三月(神農堂造立)

二八六八 安永三年四月(医学院建立)

二八六九 安永二年七月十二日(春秋釈菜の節、勤方)

二八七〇

の1 寛政七年正月(講堂学規の次第)

の2 寛政八年正月(学規の次第心得)

二八七一 寛政三年(二年カ)五月二十四日(寛政異学の禁)

二八七二 亥五月(大学頭示諭、門下一統正学出精の事)

二八七三 亥五月(異学の門人除籍の事)

二八七四 寛政三年六月三日(聖堂掛へ申渡)

二八七五 元禄四年五月十五日(昌平国学の記)

二八七六 安永六年八月二十日(釈菜献納銀の首尾は聖堂方へ受
込仰付の事)

二八七七

の1 天明二年子(ママ)八月二十一日(聖堂方銀錢首尾方)

の2 子九月(御女中様方献納銀首尾の事)

二八七八 安永九年二月二十一日(釈菜献納物目録認方など聖堂
方受込の事)

演武館

二八七九 安永二年二月(諸稽古場造立)(二八五七号文書と同
文)

二八八〇

の1 安永二年十月(諸武芸稽古仰渡)

の2 旧記雑録追録六(一一〇七)

(諸武芸稽古日賦)

旧記雑録追録六(一一〇八)

二八八一 安永二年十月(諸役人へ御用透の節、稽古仰付の事)

二八八二 旧記雑録追録六(一一〇六)

二八八三 安永二年十一月(師匠家の面々・諸武芸稽古場役人は
ハツ後より出仕の事他)

二八八四 安永二年十月(諸武芸稽古場係仰付の事)

付の事)

二八八五 安永十年巳(ママ)三月(星帳取仕立、武芸掛目付へ
差出の事)

二八八六 安永七年八月二十一日(武芸見分の節、稽古人数の内
勤方の者は別星の事)

宗門改

二八八七 宝永七年(宗門改、上使御答書)

二八八八 安永八年(札改条目)「明和宗門手札改條目」

二八八九 (縁組御免)

二八九〇 明和六年十二月(縁組御免)

二八九一 寛永十二申(ママ、寛政カ)七月(縁組御免)

二八九二 (右同年、縁組御免)

二八九三 天明六年七月(縁組御免)

二八九四 (苗代川者十七姓書記の事他)(卷之三十一 二〇九
三号文書と同文)

二八九五 (鹿兒島三町)

二八九六 宝曆四年(縁組御免、名字付御免)

二八九七 宝曆五年(縁組御免)

二八九八 宝曆七年(縁組御免)

二八九九 宝曆八年(縁組御免)

二九〇〇 天明五年正月(名字付御免)

二九〇一 天明五年(名字付御免)

二九〇二 寛政十二年五月(名字付御免)

二九〇三 天明六年七月(名字付御免)

二九〇四 天明六年三月(帯脇差・名字付御免)

二九〇五 (名字付御免)

の1 天明七年(名字付御免)

の2 (卷之三十一 一九七一号文書と同文)

- 二九〇六 天明五年十二月(名字付御免)
 (卷之三十一 一九七二号文書と同文)
- 二九〇七 天明七年八月二十七日(鹿兒島町人格)
 (卷之三十一 一九七三号文書と同文)
- 二九〇八 天明六年正月(名字付御免)
 (卷之三十一 一九七四号文書と同文)
- 二九〇九 天明六年正月(代々名字付、一世帯刀御免)
 (卷之三十一 一九七五号文書と同文)
- 二九一〇 天明六年正月(代々嫡子名字付御免、鹿兒島町人格)
 (卷之三十一 一九七六号文書と同文)
- 二九一一 天明六年正月(一世名字付御免)
 (卷之三十一 一九七七号文書と同文)
- 二九一二 寛政九年十二月(一代下町年寄格)
 (卷之三十一 一九七八号文書と同文)
- 二九一三 寛政六年二月(代々名字付御免)
 (卷之三十一 一九七九号文書と同文)
- 二九一四 安永四年十月(組帳・高帳)
 の1
 の2 (上方永代抱)
- 二九一五 寛政十二年八月(札改条目)「安政宗門手札改條目」
 (卷之三十一 七〇三号文書と同文)
- 二九一六 (地神・盲僧・平家座頭手札・帳面他)
- 二九一七 延享五年二月(手札紛失など書物差出の事)
- 二九一八 享保十年十月十六日(宗門改方帳面・手札の名の上に
 おの字書き申まじき事)
- 二九一九 安永七年五月(一向宗は加役より宗門改方へ申出の事)
- 二九二〇 享保十年八月(法元慥ならざる山伏などへ祈念頼むべ
 からざる事)
- 二九二二 延享五年九月十三日(札改に付、申渡)
- 二九二三 天明七年八月(一向宗科により取揚高の事)
- 二九二四 天明八年正月(宗門方御蔵出入銀錢取扱の事)
- 二九二五 天明七年八月(一向宗取締不行届に付、科錢の事)
 (札改条目)
- 二九二六 正徳三年九月十一日(妻の称定)
- 二九二七 安永七年五月(一向宗取締)
- 二九二八 安永申(五年)正月(一向宗取締)
- 二九二九 安永七年十二月(一向宗取締)
- 二九三〇 文化四年六月二十七日(一向宗取締)
- 二九三一 實四月二十八日(道之島宗門改)
- 二九三二 元禄十四年三月五日(他国へ欠落し帰参の者の手札の
 事、水引寺田堅吉日帳)
- 二九三三 安永七年三月(一向宗取締)
- 二九三四 安永五年十月(浦宗門方加役の事)
- 公義御尋者
 二九三五
- の1 五月(公義御尋者改めの次第)
- の2 享保四年亥五月(右に付、家老申渡)
 旧記雑録追録三(一〇七二)
- 二九三六 亥四月(公義御尋者改めに付、喜界島代官へ申渡)
- 二九三七 元禄八年二月九日(囑託高札)
 令条記卷三十四(五三〇)
- 御国元上使
 二九三八 宝曆五年(公儀目付派遣)
- 二九三九 宝曆六年五月二十四日(公儀目付衆より仰渡)
- 二九四〇 宝曆六年(上使出迎の事)
- 二九四一 宝曆六年十月十九日(上使見送、餞別品の事)

二九四二 (宝曆六年) (御目付衆へ銀子遣の事)

二九四三 (古来上使の人数)

二九四四 宝曆六年五月 (公儀目付旅宅門前下馬下乗の事)

二九四五 宝曆六年五月二十七日 (公儀目付滞在中、遊興がましき儀、辻歌など禁止)

二九四六 同年六月十一日 (御目付衆招請)

二九四七 (宝曆十年) 八月 (諸国上使巡見に付、通達)

二九四八 (宝曆十年) 辰八月 (上使巡見に付、通達)

二九四九 (宝曆十年) 辰八月 (上使巡見に付、通達)

二九五〇 (宝曆十一年) 巳五月 (上使巡見に付、通達)

二九五二 (宝曆十一年) 巳五月二十三日 (家老以下上使巡見に附、廻の役々および供廻人数定)

二九五三 (宝曆十一年) 巳六月二十六日 (上使到着)

二九五四 (宝曆十一年) 巳三月 (上使供廻人数定)

の1 (宝曆十一年) 巳四月三日 (山川港渡航に付、船手手当、上使御手当帳)

の2 (宝曆十一年) 巳四月七日 (右に付、吟味の上乗組人数削減の事)

二九五五 寛永十年 (諸国巡見使派遣、公儀仰渡)

令条記卷二十六 (三二〇)

二九五六 寛文七年閏二月十八日 (諸国巡見使へ仰渡)

令条記卷二十六 (三二一)

二九五七 寛文七年閏二月十八日 (諸国廻浦使へ仰渡)

令条記卷二十六 (三二二)

二九五八

の1 延宝九年 (諸国巡見使者覺)

の2 延宝九年正月 (諸国巡見に付、公儀仰渡)

令条記卷二十六 (三二四)

二九五九 (延宝九年) 正月 (諸国巡見に付、公儀仰渡)

令条記卷二十六 (三二四)

上御屋鋪上使

二九六〇 貞享元年四月 (光久公御暇御賜に付、上使、平山勘兵衛日帳)

公義廻浦

二九六一 文化三年四月 (俵物糺方ならびに唐物取締)

二九六二 寛政十一年四月 (唐・紅毛船漂着取締)

二九六三 寛政元年四月 (不正の唐物商売取締)

他国使者

二九六四 寛永二年酉 (ママ、宝永カ) 十月二十日 (他国より使者入津の節、心得)

二九六五

の1 元文三年八月二十五日 (他国より使者乗船の節、御船・御道具手当の事)

の2 (御使者乗船調えの事)

二九六六 貞享四年 (綱貫家督の節、使者人数)

二九六七 宝永元年 (吉貫家督、宝永二年九月帰国使者人数)

二九六八 (津口番人心得の覚)

二九六九 元禄十四年三月二十七日 (他国使者に付、所中へ申渡)

二九七〇 安永八年十一月十一日 (桜島然に付、使者)

歴代制度 卷之四十一

諸願向

二九七一 享保十二年十一月 (格改に付、儉約しらべ方より通達)

二九七二 享保十二年十一月 (出火・変死は表方、大風洪水など)

- 二九七三 は勝手方首尾の事)
- 二九七三 延享二年八月十七日(側支配の者より諸願定)
- 二九七四 享保十八年十月十七日(医道稽古の者剃髪にて初めて御目見の事)
- 二九七五 天明四年八月(部屋栖肩書の事)
- 二九七六 元文二年五月十五日(外城より鹿兒島土養子の高持出御免)
- 二九七七 延享二年四月(縁組・離別願定)
- 二九七八 延享五年四月(養子違妄なく跡相統替不可の事他)
- 二九七九 寛保三年十二月(御光儀願など用紙は堅紙の事)
- 二九八〇 延享五年四月(諸願書、堅紙・横紙勝手次第)
- 二九八一 天明七年正月(角入・前髪取願の事)
- 二九八二 天明七年正月(対客日定)
- 二九八三 天明七年正月(角入・前髪取願の事)
- 二九八四 天明七年正月(角入・前髪取願の事)
- 二九八五 天明七年八月(奥向御役人へ取次を以て申渡)
- 二九八六 天明七年六月(御参府諸士供願差出役所替の事)
- 二九八七 正徳三年五月(逼塞次第)
- 二九八八 正徳四年七月(仰渡定)
- 二九八九 宝曆三年八月(遠流赦免の者、家中奉公願取扱の事)
- 二九九〇 寛政十二年七月(名替・名拝領、平服にて申渡)
- 二九九一 文化五年三月十四日(新番・小番角入・前髪取願、六組触役所へ内意申出の事)
- 二九九二
- の1 享保二年十一月(側方支配の内家督の事)
- の2 享保十二年十月(諸願書表方へ差出の事)
- 二九九三 宝曆九年五月七日(私遠流願は用頼より申出の事)
- 二九九四 享保十二年十二月(側方勤部屋栖、別立・縁組願の事)
- 二九九五 享保二十年九月十九日(無役にて隠居・御目見願の事)
- 二九九六 元文五年五月(月次御礼の表方役人諸願書次書不要)
- 二九九七 寛延二年四月二十九日(御側支配役人御番入願の事)
- 二九九八 寛保三年八月二十四日(御役人帳の面々諸願書次書不要)
- 二九九九 寛保三年八月二十四日(側・隠居方支配役人諸願書の事)
- 三〇〇〇 五月二十六日(別立願の事)
- 三〇〇一 未十二月二十二日(縁組願申渡は婿支配の事)
- 三〇〇二 申四月九日(縁組願の事)
- 三〇〇三 亥八月十八日(縁組願の事)
- 三〇〇四 元文五年十月八日(縁組願の事)
- 三〇〇五 元文二年十一月(外城養子願の事)
- 三〇〇六 未十二月二十二日(表方支配の二男三男別立願出)
- 三〇〇七 寛保三年七月二十八日(継目養子願の事)
- 三〇〇八 寅六月十六日(継目養子願の事)
- 申渡席
- 三〇〇九 天明七年三月(敷舞台・御用人座申渡他、申渡の席定)
- 三〇一〇 (改元)
- 三〇一一 天明六年十二月(大目付へ申渡の席改吟味の事)
- 三〇一二 天明七年七月十日(御側御用人座申渡の席改)
- 三〇一三 正徳元年十月(直申渡・用人申渡)
- 三〇一四 天明六年十二月二十六日(急ぎ出府仰付、椿之間にて名代へ申渡)
- 三〇一五 寛延四年九月十二日(御前元服・名替、椿之間申渡)
- 三〇一六 宝曆三年四月晦日(御礼使、家老座申渡に改めの事)
- 三〇一七 西四月(太守様・御前様へ祝儀書状、家老座申渡)
- 三〇一八 寛延三年六月十三日(大身分の家来へ申渡、名代にて)

も芍薬之間縁類申渡)

三〇一九 宝曆五年三月朔日(戦亡足輕幼少の仲へ仰付、敷舞台にて物頭へ申渡)

三〇二〇 宝曆五年三月朔日(褒美として一代土仰付、物頭同伴敷舞台にて直に申渡)

三〇二一 (寄合以上の二男三男別立・御番入申渡)

三〇二二 宝曆四年十一月二十八日(城下代々土敷舞台にて直申渡)

三〇二三 宝曆三年十二月二十五日(直元服御用人座にて申渡)

三〇二四 宝曆三年十一月十五日(別立の家嫡子元服席見合仰付、願出により用人座にて申渡)

三〇二五 宝曆三年十一月十五日(功績ある無役の者へ敷舞台にて申渡)

三〇二六 宝曆三年八月二日(継目養子、願人江戸詰に付吟味)

三〇二七 宝曆三年七月十一日(付衆中養子願、主人名代および預地頭御礼廻り吟味の事)

三〇二八 宝曆三年七月十一日(養子願御免に付、申渡席吟味)

三〇二九 寛延三年三月十一日(別立願御免に付、親・親類他行に付名代へ申渡)

三〇三〇 延享元年五月(部屋栖名替願の事)

三〇三一 正月十五日(門首敷舞台にて家老直申渡、席話人数)

三〇三二 享保十八年九月十八日(組入願は表方申渡)

三〇三三 三月(取次敷舞台申渡は一人にては不益の事他)

三〇三四 享保六年十二月二十六日(御精進日に申渡・申渡さざる事定)

の2 享保二十年(忌日に付、申渡さざる事)

三〇三五 (忌日に付、進上・祝事無用の事)

三〇三六 (宝曆二年十一月)(三弟成願、願人へ敷舞台申渡)

三〇三七 宝曆四年十一月二十八日(養子願先例吟味、名代申渡)

三〇三八 (宝曆五年)亥四月十八日(隠居・家督申渡の先例)

三〇三九 巳二月四日(代々土養子成・妻自家内入願、願人へ御用人座申渡)

三〇四〇 午三月十九日(別立直子なき家跡断絶願、平服申渡)

三〇四一 享保十五年正月二十七日(離別願御免、家老御礼の事)

三〇四二 辰六月八日(縁組願、寄合以上へ敷舞台申渡の節、取次用人向き様吟味の事)

三〇四三 元文三年三月九日(縁組願御免、屋久島在番に付名代へ申渡)

三〇四四 元文三年正月二日(縁組願御免、他行に付同格名代へ申渡)

三〇四五 延享三年八月十一日(縁組願御免、長島在番に付名代へ申渡)

三〇四六 宝曆三年四月十一日(娘縁組願御免、長病者同前に付名代へ申渡)

三〇四七 丑十二月二十九日(縁組申渡、敷舞台にて寄合以上同前の事)

三〇四八 元文二年七月二日(一代寄合の人隠居、嫡子家督申渡席吟味)

三〇四九 享保二十一年三月二十六日(家老、用人申渡の御役、同役一所に申渡他)

三〇五〇 (附衆中より城下土養子成願御免、御用人座申渡)

三〇五一 寛延二年三月四日(附衆中より外城継目養子成願御免、湯治に付名代へ申渡)

三〇五二 寛延三年五月十五日(継目養子・継目婿養子ならびに養子・婿養子、申渡席定)

三〇五三 寛保二年午(ママ) 四月十六日(継目養子、忌服を受け
忌明申渡)

三〇五四 寛保三年午(ママ) 五月十五日(養子願名代申渡吟味)

三〇五五 寛保二年五月三日(別立御免、願人へ敷舞台にて申渡)

三〇五六 (外城衆中へ養子御免申渡)

三〇五七 戊三月(嫡子御免申渡、願人へ敷舞台にて申渡)

三〇五八 延享元年十二月十五日(別立・分地願御免、寄合以上
縁組御免に準じ敷舞台申渡)

三〇五九 丑十二月十九日(養子願他、諸家中・町・浜浦人へ御
赦免敷舞台申渡)

三〇六〇 申十二月六日(江戸詰など賦米、敷舞台にて一所に申
渡)

三〇六一 丑七月(梶山在番・役料高敷舞台申渡)

三〇六二 (鹿兒島土成、持高直願御免の席着用の事)

三〇六三 延享四年三月二十一日(高上り願御免、江戸詰にて名
代へ申渡)

三〇六四 未十二月二十九日(継目・継目養子・別立等、願出・
申渡)

三〇六五 (隠居・家督申渡、一所に敷舞台にて申渡他)

三〇六六 寛延二年十二月五日(婿養子妻子ともに本家へ帰参の
願御免、敷舞台申渡)

三〇六七 (分地願御免、申渡席吟味)

三〇六八 寛延三年亥(ママ) 三月二十一日(御役人外より分地
願御免、御用人座にて直に高主へ取次用人より申渡)

三〇六九 亥正月二十二日(別立願御免、御書院支配表方申渡)

三〇七〇 明和五年正月四日(大目付支配名替願御免、用人より
直申渡)

歴代制度 卷之四十二

御礼廻

三〇七一 天明七年八月十八日(諸御礼廻、大目付以上へは当日
廻勤の事)

三〇七二 元文三年十二月二十一日(家中家来外城衆中成、大目
付以上へ御礼廻の事他)

三〇七三 申九月十一日(申渡の座席替にても御礼廻同前の事)

三〇七四 享保二年戌(ママ) 十一月十四日(明所衆中月番用人
へ御礼廻の事)

三〇七五 寛延三年六月十八日(諸家中家来外城衆中成など御礼
廻の事)

三〇七六 享保十五年正月二十七日(離別願御免、首尾家老衆ま
で御礼参の事)

三〇七七 延享四年七月六日(島津筑後家来へ仰付の儀に付、御
礼廻の事)

三〇七八 延享元年十二月(附衆中養子成、主人・預地頭大目付
以上へ御礼廻の事)

三〇七九 延享三年四月十八日(養子願御免に付、名代へ申渡)

三〇八〇 享保二十一年二月(島津支蕃家老座出勤仰付に付、御
礼廻の事)

三〇八一 文化八年三月(久見崎仮脇船頭役儀断御免に付、大目
付以上・取次用人へ自分御礼廻の事)

三〇八二 文化八年五月二十八日(地頭職御礼、寛政八年頃より
御礼廻に及ばざる事)

御届向

三〇八三 十二月二十四日(帰着届、付出立届)

三〇八四 天明六年六月九日(書役・小役人着出立その他諸届、

用人対面不要)

三〇八五 天明五年十一月(御役人外出府出立の節御用人謁の事)
三〇八六 延享二年十二月(月々御礼の御役人、側用人・近習役へ江戸詰など着出立の届は不要)

三〇八七 寛保四年三月(諸座筆者湯治御暇願など取揚なき事)
三〇八八 天明六年五月(奥掛・家老座・勝手方・異国船掛・大目付座・書役、着出立届)

三〇八九 天明六年五月(大円寺御代参届)
三〇九〇 (鎌倉・日光御代参届)

三〇九一 天明八年十月(大身分を初め月次御礼無役の面々、病氣届)

三〇九二 元文二年四月(病氣届)
三〇九三 享保二十一年四月(勝手方支配月次御礼の御役人、側用人座へ着出立届出の事)

三〇九四 元文四年六月(月次御礼御役人、江戸詰・他所行の首尾届出の事)

三〇九五 天明八年八月(諸郷より帰着当日届出の事)
三〇九六 寛政七年二月十八日(諸郷勤方届、扶持米手当の事)

三〇九七 天明七年七月二日(病氣届)
三〇九八 (家老・若年寄詰の場所にて名代勤は届不要)

縁与
三〇九九 正徳五年十月二十三日(月次御礼御役人、縁組届出)
三一一〇 同年(正徳五) 未十月二十三日(縁組願、頭々へ願出)

三一一一 同年(正徳五) 未十月(初めての御目見致さざる者、縁組願取揚まじき事)

三一一二 享保十七年正月二十八日(縁組・別離願立の格の事)

三一一三 享保二年十二月(御側廻勤の者外城衆中の娘と縁組は無用の事)

三二〇四 天明五年四月(家督より縁組願出)

三二〇五 享保十二年十二月(十一カ)月(縁組願、男の方支配へ願出・申渡)

三二〇六 延享二年四月(縁組・離別願定)

三二〇七 安永二年十二月(離縁なき様心得の事)
三二〇八 享保九年十二月(離別軽々しく申出ざる事)

三二〇九 正徳三年十一月(諸士縁組定)
三二一〇 文化八年九月(格違ひ縁組願)

訴訟向
の1 未九月(格違ひ縁組願と御免御礼廻の事)

の2 寛政四年七月(訴訟事口添の内願申上まじき事)
三二一一 寛政四年寅(ママ)二月五日(願訴訟の書付、別紙の通り事短に書改の事)

三二一二 天明八年十月(琉球・島方付役名代勤訴訟の事)
三二一三 天明七年六月(参府諸士供願差出定)

三二一四 正徳三年正月九日(筋々支配へ訴訟内意申出の事)
三二一五 角入

三二一六 享保十一年(角入願格式吟味)

三二一七 天明七年正月(諸組角入・前髪取願定)

三二一八 天明七年正月(家老組対客日定)

三二一九 天明七年正月(新番・御小姓組角入・前髪取願定)
三二二〇 天明七年正月(新番・御小姓組対客日定)
三二二一 文化五年三月十四日(小番・新番対客日定)
三二二二 延享五年四月(諸所勤方に引越居者の子ら角入・前髪取願の事)

御暇事
三二二三 (願書案文)

文 書 目 録

三二二四	天明五年七月十二日(湯治願、一廻より三廻まで場所何方と願出)	三二四二	同年(享保五)二月晦日(ハツ打月番家老御暇の節、何れも退出の事)
三二二五	(他行の内、扱無き儀にて帰りの節、断申出の事)	三二四三	享保九年十一月(田舎へ鉄砲持越無用、再度申渡)
三二二六	天明六年三月(湯治先より追願は一廻七日までの事)	三二四四	宝曆十年十二月七日(毎月朔日御礼濟次第、ハツ前にても御暇)
三二二七	(天明二年)寅三月十六日(湯治御暇申次には医師証文を添、願出)	三二四五	安永四年七月二日(毎月朔日、四ツハツ勤仰付の事)
三二二八	享保五年二月二十三日(湯治の儀、鉄砲など持参し遊山の体宜しからざる事)	三二四六	明和九年五月(江戸へ医道稽古無年限仰付の事)
三二二九	元文二年八月(湯治・田舎への暇、未だ御目見仕ざる者は願出不要)	三二四七	享保二十一年五月三日(一日御暇、翌日御礼申出の事)
三二三〇	天明七年七月四日(病氣養生歩行御暇、役柄・家柄の者は市中などの場所は遠慮の事)	三二四八	三月(医道その他稽古に付、他所御暇)
三三三一	安永四年八月(湯治御暇願出の節、与頭・取次の役々病症承届の事)	三二四九	(医道その他稽古に付、他所御暇書物案内)
三三三二	天明七年七月(隠居湯治御暇は家督より願出他)	三二五〇	寛保元年三月(医道その他稽古に付、他所御暇)
三三三三	天明四年六月(遠方寺入の者へ付添の親類御暇願)	三二五一	安永四年正月(部屋栖の人御暇願、家督の人願出)
三三三四	天明五年七月十二日(終日・ハツ星御暇願出、諸御役人へ申渡)	三二五二	享保二十一年五月二十五日(船路日帰は御暇申出の事)
の 2	寛政元年三月(書役・小役人へ申渡)	三二五三	享保二十一年五月(隠居御暇不要)
三三三五	正徳四年五月十五日(諸奉行および筆者・小役人、一日・半日御暇願)	三二五四	元文二年八月(御目見仕ざる者は御暇願申出は不要)
三三三六	安永三年十月十六日(星御免の御役人御暇願)	三二五五	十二月十九日(御番人修補・普請御暇は日数十五日限り他)
三三三七	寛政四年十二月十二日(煤払日御用仕廻次第退出の事)	三二五六	明和元年(親類寺入の節同心、御暇与頭へ届出の事)
三三三八	宝永七年閏八月二十一日(星御免日など定)	三二五七	安永四年八月二十六日(部屋栖御暇願・寺入出寺願)
三三三九	寛政六年五月十九日(大雨に付、川近辺宿元の者御暇)	三二五八	元文二年十一月二十二日(御番勤めざる組主・部屋栖、御目見済の者は組所へ御暇願出)
三三四〇	享保三年三月三日(節句日星合の事)	三二五九	正徳四年七月二十八日(湯治御暇には療治医師証文に御医師証文次書を以て申出の事)
三三四一	享保五年五月二十七日(月番家老退出後諸役座退出)	三三六〇	享保十一年八月十五日(御暇日教賦の事)
		三三六一	宝曆二年四月八日(御用日にハツ星御暇申出の事)
		三三六二	寛保三年五月(月次御礼の御役人御暇は御目付へも時々申聞の事)
		他所御暇	

三二六三 寛保元年三月（医道その他稽古に付、他所御暇）（三一四八号文書と同文）

三二六四 寛保元年三月（医道その他稽古に付他所御暇書物案文）（三一四九・三一五〇号文書と同文）

三二六五 安永三年十一月二十一日（外稽古年限は五ヶ年の事）

三二六六 安永三年十一月（儉約に付、外稽古の者へ付届料の事）

永御暇

三二六七 寛政七年二月（他国出差留の事）

他国居住

三二六八 寛延三年七月（島原所替に付天草牛深居住の者より届

三二六九 寛延四年正月（右に付、船奉行・糾明奉行へ申渡）

披露事

三二七〇 寛政十二年閏四月十五日（欠落帰参者病死の節、披露は無用の事）

三二七一 安永七年五月十二日（行倒・自縊取扱の事）

三二七二 安永七年五月（行方知れずは遅滞なく披露の事）

三二七三 安永七年五月（一向宗執行の者は加役より宗門改方へ申出の事）

三二七四 宝永二年九月（百姓・岡町・浦火災披露の事）

三二七五 安永八年正月（行方知れず披露は夜中にても申出の事）

三二七六 寛政七年（諸郷浦方出火・変死届の事）

三二七七 延享三年十二月四日（火事・変死は表方へ届の事）

三二七八 明和五年三月十七日（御役勤内に果ての節は家老衆へ首尾申出は不要）

三二七九 寛保二年八月十八日（御法度に背き又は悪逆企みは大目付与力あるいは目付へ直に申出の事）

三二八〇

の1 享保三年十一月朔日（諸役座・支配の蔵方へ盗人など

の節、八ツ以後は月番大目付宅へ申出の事）
の2 享保三年十二月（家老退出以後は昼夜とも右通の事）

歴代制度 卷之四十三

認振

三二八一 天明五年二月（儉約に付、切紙・触書等改めの事）

三二八二 享和元年五月（触書取仕立方の事）

三二八三 天明五年二月二十九日（諸触書）

三二八四 巳三月二十日（御役人諸土御用受の節、星の場を奉と認むる事）

三二八五 （天明六年）午七月（御用通達の諸書付に奉の字用いる事）

三二八六 正徳二年五月（諸申渡・手紙案文）

三二八七 正徳三年六月二十三日（月次御礼の御役人御用に付、名代は同役同列の事他）

三二八八 天明五年八月二十二日（諸人願書張紙のまま願人へ渡す事他）

三二八九 天明五年八月二十二日（支配下軽き者へ勤方申付、認めめの事）

三二九〇 天明二年二月（諸書付文字甚細見苦からざる様認めめの事）

三二九一 天明元年四月（御前向差上の書付、文字の事）

三二九二 天明二年六月（公辺届は機迎も相違なきよう入念の事）

三二九三 天明三年八月（家老より書役以下まで一紙認めめの節、大目付以上は別紙の事）

三二九四 天明七年三月（書役・小役人姓名片に役名記の事他）

三二九五 享保五年五月（諸座問合の書付の事）

- 三一九六 寛政元年九月（諸座互の問合の宛書の事）
- 三一九七 享保十二年九月二日（諸座へ御用、輕儀は口達の事）
- 三一九八 享保十二年九月六日（諸座申渡宛所連名の節帳留の事）
- 三一九九 天明五年正月二十四日（御仏詣は御參詣と認め）
- 三二〇〇 天明四年九月（直名前改め申渡）
- 三二〇一 天明五年十二月（名替伺）
- 三二〇二 宝永七年八月（上々様と書申事は無用の事他）
- 三二〇三 天明五年八月二十二日（御家老座触書役順に付、御用人座通達）
- 三二〇四 正徳三年正月（諸座書付・諸帳、諸蔵方取払帳調えの事）
- 三二〇五 正徳三年正月二十三日（殿の字定）
- 三二〇六 正徳二年巳（ママ）十二月二十日（諸役座諸帳面行数多き事）
- 三二〇七 享保七年六月十九日（諸座書付手短く認め）の事、御船手御証文留）
- 三二〇八 天明三年四月（奥向御座・御用部屋申渡は於奥と認め）の事）
- 三二〇九 天明四年八月十二日（部屋柄名書肩書の事）
- 三二一〇 天明四年八月十三日（部屋柄肩書の事）
- 三二一一 辰八月（部屋柄名書肩書の事）
- 三二一二 天明五年十月十三日（通達など未々不用の儀は相除申渡）
- 三二一三 寛政元年十月（諸向帳留相替の趣は最前書留へ朱書書入の事）
- 三二一四 天明二年九月二十日（京都へ急御用書付引札の事）
- 三二一五 天明三年四月（奥向御座・御用部屋申渡は於奥と認め）の事（三二〇八号文書と同文）
- 三二二六 天明六年正月（家老申渡書付写見返書の事）
- 三二二七 天明二年四月（御前差出書付の事）
- 三二二八 天明二年六月（公辺届は繰迎も相達なき様取調入念の事）
- 三二二九 寛政三年十二月（調方仰渡の節、惣体しらべ書載せざる事）
- 三二三〇 寛延二年十二月（月日附片に十二支記す事）
- 三二三一 寛保元年七月（御使便にと認め）の事）
- 三二三二 寛保元年三月晦日（御近習役以上役名へ衆の字付の事他）
- 三二三三 明和二年七月（御使便書状切紙の事）
- 三二三四 （諸役しらべ事帳留には肝要の事を記、文言事短に認め）の事）
- 三二三五 天明七年十一月二十日（何某方へ其外方とは認めざる事）
- 三二三六 寛政元年九月（諸座互の問合の宛書の事）（三一九六号文書と同文）
- 三二三七 正徳三年正月（諸座書付・諸帳、諸蔵方取払帳調えの事）（三二〇四号文書と同文）
- 三二三八 正徳三年正月二十二日（殿の字定）（三二〇五号文書と同文）
- 三二二九 享保十九年正月（御前へ差上には殿の字唱の妻は内、其外は妻と書付の事）
- 三二三〇 享保十九年末（ママ）五月二十四日（御近習役以上にて仮名に殿文字付の人、役名に衆の字付の事）
- 三二三一 享保十二年十二月十四日（御近習役以上へ衆文字付）
- 三二三二 元文元年十月十七日（御女中様と唱の事）
- 三二三三 元文巳（二年）十二月（御近習役以上へ口上書、杉原

- 用いても苦しからざる事他)
- 三二三四 寛保二年三月三十日(小役人格より御役人へ御用書付宛書・文箱上書、慇懃に書き調えの事)
- 三二三五 元文二年正月二十八日(御家老衆妻、内と奥方使い分けの事)
- 三二三六 元文五年三月八日(諸願書、御近習役以上は杉原紙)
- 三二三七 (口上書末に成合の文字書申まじき事)
- 御書向
- 三二三八 (日光様など御書向の事)
- 書礼向
- 三二三九 正徳二年五月(書礼)
- 三二四〇 明和二年七月(御家老へ礼状は半切りにて認めめ)
- 三二四一 元文二年五月(青銅・太刀にても太刀一腰・馬一疋と目録認めめ)
- 三二四二 寛政十二年閏四月(妻よりの文・目録は誰内と認めめ)
- 事)
- 三二四三 安永二年九月(御一門方へ大身分其外文通格式の事)
- 三二四四 元文五年正月二十七日(拝領目録折紙の事)
- 三二四五 元文二年四月十九日(御太刀進上目録の事)
- 式対
- 三二四六 正徳二年五月(琉球王子参勤途中式対の事)
- 三二四七 安永二年六月二日(乗馬乗輿途中式対定)
- 三二四八 安永七年五月(足輕式礼の事)
- 旧記雑録追録六(一五四九)
- 三二四九 天明六年五月(下馬下乗式対の事)
- 三二五〇 天明六年五月十六日(家老・若年寄・大目付、乗輿本行列供・途中辞儀の事)
- 三二五一 天明六年五月十六日(行列行逢の節、会釈・辞儀の事)
- 三二五二 安永二年五月二十三日(着笠式対の事)
- 旧記雑録追録六(一〇四八)
- 三二五三 天明七年五月(式対定)
- 三二五四 安永八年六月(御役人・諸士通路式対町中へ申渡)
- 三二五五 安永八年六月十九日(人体不相応長脇差等不礼の事)
- 三二五六 安永八年六月二十三日(町人鐔入脇差停止の事)
- 三二五七 安永八年六月十九日(百姓山差停止の事)
- 三二五八
- の1 安永亥(八年)六月(年寄・年行司一尺八寸脇差免許)
- の2 天明三年正月(名頭までは一尺三四寸脇差免許)
- 三二五九 安永二年五月十七日(道筋通行心得)
- 旧記雑録追録六(一〇四六の2)
- 三二六〇 明和七年五月(足輕・中間以下の者木履脱ぎ式対致すべき事)
- 旧記雑録追録六(六八七)
- 三二六一 宝曆九年八月(御代参中途礼儀の事)
- 三二六二 寛政六丑(ママ)四月(博勞・諸家家来へ乗馬免許)
- 三二六三 安永八年二月十六日(供家来下人へ申付の事)
- 三二六四 寛政九年九月(木履脱ぎ式対の事)
- 三二六五 天明八年六月十三日(大番頭以下無役大身分馬上通行の節、挨拶の事)
- 三二六六 天明七年八月(直勤・陪臣辞儀の事)
- 三二六七 天明七年十二月(領國中高下尊卑の差別・礼讓に付、申渡)
- 三二六八 正徳二年五月(正徳格 式対定の事)
- 三二六九 享保八年五月(御名代参途中礼儀、下馬下乗には及ばざる事)
- 三二七〇 明和七年五月二十四日(足輕・中間以下の者木履脱ぎ

式致すべき事(三二六〇号文書と同文)

旧記雜録追録六(六八七)

三二七一 (雨天の節下駄脱ぐ事) 『薩陽落穂集』

三二七二 文化七年八月十六日(町人・下人・寺門前、諸郷百姓へ申渡)

三二七三 文化八年閏二月(儉約中、大目付以上日勤乗物勝手次第仰付に付、途中式対の事)

送迎

三二七四 安永二年五月二十九日(見舞出迎格式)

三二七五 同年(安永二)五月二十九日(大目付格以上乗輿、寄合以上同輩相互に見舞は門々地幅下馬下乗の事)

三二七六 安永二年六月二十七日(歳暮・年頭・諸節句に大目付格以上役人宅へ御役に付ての見舞に御礼見廻は無用)

三二七七 寛保二年十二月二十七日(御役に付ての見舞に御礼見廻無用の事)

歴代制度 卷之四十四

屋敷定

三二七八 天明三年五月(屋敷定)

三二七九 天明四年閏正月(抱地屋敷の事)

旧記雜録追録六(二〇五〇)

三二八〇 天明五年八月二十二日(屋敷直願、讓受・繰替は相對替と認むべき事)

三二八一 享保五年十月(外城衆中・中宿の座付二男三男、別立以後切明屋敷願申出の事)

三二八二 享保五年七月二十二日(土屋敷にて商売は御法度の事)

三二八三 安永三年六月(城下土開地御免)

旧記雜録追録六(一一〇四)

三二八四 明和四年十一月十日(川溝筋屋敷洗崩の節御物修補の事)

三二八五 享保十二年七月廿八日(割屋敷御免なく、当分の畦反にて売買の事)

三二八六 享保十一年九月七日(大御支配改新屋敷帳)

三二八七 享保十一年二月三日(上飯島百姓切明屋敷の事)

三二八八 (享保八年)(阿久根三ヶ浦屋敷竿入、出畦の事)

三二八九 享保巳(十年)十二月二十五日(大慈寺門前屋敷借地願御免、御証文)

三二九〇 文化元年八月(屋敷掛四壁山植替・石垣土留調は道奉行へ申出の事)

三二九一 元文四年八月二十二日(切明屋敷願御免、御証文)

三二九二 (寛政六年) 寅五月十二(三カ)日(御取添地返地・代銀吟味)

三二九三 寅正月十四日(屋敷代銀)

三二九四 正徳三年十月三日(土屋敷に地借る者、自分に別門明けまじき事)

三二九五 安永五年三月二十二日(屋敷改に付仰渡、掛持屋敷停止の事他)

三二九六 貞享五年九月(鹿兒島中屋敷数)

借地屋鋪

三二九七 文化八年三月(借地取納方遲滞なき事)

三二九八 文化十一年四月(借地讓渡は郡方へ申出の事)

高持御格式

三二九九 正徳三年九月(給地高格式定)

三三〇〇 正徳三年九月(外城衆中持高高上り格式定)

三三〇一 正徳五年十一月三日(初めて高持成・高高上り願の事)

録 目 書 文

- 三三〇二 享保三年七月（外城養子高定）
- 三三〇三 享保二十年九月五日（拝借取込、皆返上済まざる内は高直御免なされまじき事）
- 三三〇四 享保八年七月二十九日（取込拝借銀米ある人、持高払の事）
- 三三〇五 享保十年九月朔日（高上り御免なき者・士外の者など内々所務受取は禁止）
- 三三〇六 享保十年十月六日（諸士持高に付、申渡）
- 三三〇七 （高直の事案文）
- 三三〇八 （享保十四年）（高請取方高直願書物案文他）
- 三三〇九 享保十三年十二月二日（別立・分地高一度に願出御免の節、高持成願出は不要）
- 三三一〇 巳三月二十九日（親・兄弟より附属高願の事）
- 三三一一 （初めて高持成・高上り願案紙）
- 三三一二 元文二年五月（高上り・高持・高直規模、高奉行所御規） 旧記雜錄追録三（二一六一 享保十三年十二月）
- 三三一一三 元文元年十二月晦日（文武芸能を以て鹿兒島土仰付の者高上りの事他）
- 三三一一四 十二月（借銀返済方に知行高受取・買取、高直の事他）
- 三三一一五 四月（無役の者高直申出難き節は高奉行へ申出、所務受取の事他）
- 三三一一六 享保十三年十二月十五日（外城衆中初めて高持・分地の事）
- 三三一一七 享和四年正月（取揚高申受の事）
- 三三一一八 享和二年九月（御持参高へは賦米掛の事）
- 三三一一九 安永十年二月朔日（側方支配筆者・小役人高持成・高上り願の事）
- 三三二〇 元文元年三月（幼少にても高上り御免仰付の事）

- 三三二一 正徳三年十月（外城衆中高直の事）
 - 三三二二 正徳三年四月十六日（帳面ばかりの高持は無高同前と唱の事）
 - 三三二三 享保二十一年二月二十八日（高上り御免定） 旧記雜錄追録四（八九一）
 - 三三二四 文化十一年六月朔日（高直願の事）
 - 三三二五 安永九年十一月（切明屋敷目録）
 - 三三二六 天明元年十二月二十三日（切明屋敷目録）
 - 三三二七 天明三年九月十二日（右添状）
 - 三三二八 文化八年四月二十七日（売渡証文）
 - 三三二九 文化八年四月二十七日（買取証文・屋敷直願の事）
 - の1 安永四年十月九日（大山野切明水手屋敷の願御免）
 - の2 未十月十日（右、勝手方より免許）
- 歴代制度 卷之四十五**
- 三三三〇 正徳三年九月（外城の者鹿兒島土養子に願出の節、人柄入念調べの事）
 - 三三三一 享保三年七月（養子願に付、組頭へ申渡の覚）
 - 三三三二 享保九年二月（座付士表方養子願格式の事）
 - 三三三三 延享元年十二月（跡職延願の事）
 - 三三三四 延享五年四月（養子違変跡相統の事他）
 - 三三三五 正徳五年（ママ）五月十六日（別立にて養子成の節、名跡の事他）

三三三六 享保七年六月十五日(養子返しの跡に実子家督なき事)

旧記雜録追録三(一三九七)

三三三七 宝曆十三年八月二十二日(永損地・無納の持留高持出は御免なき事)

三三三八 安永四年五月(本家帰り御免)

旧記雜録追録六(一二七三)

三三三九 安永六年六月(養子成の嫡子違変の事)

三三四〇 安永八亥四月十八日(嫡子成・男上り願定)

三三四一 天明五年八月二十日(嫡子の他家養子禁止)

旧記雜録追録六(二二五一)

三三四二 天明五年十二月(別立人にて他家へ養子禁止)

三三四三 天明六巳(ママ)十一月(別立家督・嫡子は他家養子禁止)

三三四四 天明七年七月十八日(養子家督後違変は禁止)

三三四五 宝永二年十一月十二日(出家成御免定)

三三四六 享保三年七月(外城養子高定)

三三四七 享保十年五月(元文巳(二年)五月十五日)(外城より鹿兒島土養子成、高持出御免)

三三四八 寛政七年十月(他家養子病身に相統違変の者奉公方願出)

三三九九 享保七年五月(養子返しの跡に実子家督なき事)(三三三六号文書と同文)

の2 寅六月(右に付、家老仰渡)

三三五〇 安永五年十二月(八歳以下養子成御札の事)

三三五一 享保六年九月二十五日(外城養子、養父格式より一段引下の事)

三三五一 享保九年辰十月(座付土表方養子願は取揚なき事)

三三三三 元文二年三月(鹿兒島土外城養子、由緒の願書は取揚の事)

三三三四 元文二年五月(外城より城下土養子成、高持出御免)

三三五五 宝曆八年六月(子供召列養子成の訳、願書に記す事)

三三五六 明和二年十月(座付土養子違変の者城下土帰参仰付ざる事)

三三五七 宝曆七年七月(寄合以上の家来外城養子願の事)

三三五八 明和四年三月二十三日(二男継目願の事)

三三五九 安永五年十二月(八歳以下養子成御札の事)

三三六〇 安永四年七月九日(附衆中持高四石の養子願御免なき一件に付、先例調べの事)

三三六一 元文二年十一月二十二日(外城より高持越養子願の事)

三三六二 元文四年十月十七日(小番家格の者へ大番他家より養子願は取揚まじき事)

三三六三 延享二年十二月十三日(附衆中養子成、忌服の事)

三三六四 正徳三年八月(婿養子違変跡相統の事)

三三六五 享保三年七月(外城より城下土養子願に付諸地頭へ申渡覚、近所証文案紙)

跡式継目

三三六六 享保三年三月二日(跡職定)

三三六七 享保三年七月十三日(高・屋敷附属にて別立願の事他)

三三六八 享保五年正月二十三日(継目願に付、格式定)

三三六九 享保五年五月(継目家督など御札名代の事)

三三七〇 享保五年四月四日(継目家督御札名代の事)

三三七一 天明五年七月(跡式召し立てられざる筋、本家より願出)

三三七二 天明七年七月(本家・実家の事)

三三七三 (右同日)(芸道相統の者の子孫、家督継目の事)

- 三三七四 天明七年七月(芸道の家督継目願書の事)
- 三三七五 寛政元年六月(別立の者本家へ引取の願は容易に御取揚なき事)
- 三三七六 享保十一年二月二十日(芸能にて鹿児島士成子孫の事)
- 三三七七 寛政元年六月(芸道家業の家養子の事)
- 三三七八 寛政四年七月(初めての御目見済まざる二男嫡子成願出の事)
- 三三七九 享保十一年二月二十日(御用立の芸能なき者は本の姿に返さるべき事)
- 三三八〇 享保十七年十二月十五日(跡職延願、日教を以て願出)
- 三三八一 享保二十年七月(芸能にて鹿児島士成の子、親同前芸能致すべき事)
- 三三八二 享保十八年六月(家跡立てられざる者と唱の事)
- 三三八三 享保三年二月二十二日(諸座付定、三代目より永々座付士仰付の事他)
- 三三八四 寛政元年六月(諸士一統末男まで統方宜しき筋、吟味仰付の事)
- 三三八五 享保十年九月十日(隠居分限軽く致すべき了簡御沙汰の事)
- 三三八六 享保十七年六月(隠居料削減の筋、親類より助言の事)
- 三三八七 寛政十一年四月(二男以下末子まで男上りは仰付ざる事) 旧記雑録追録七(五三五の4)
- 三三八八 寛政十二年三月(家跡は名跡と唱の事)
- 三三八九 享和元年三月(隠居は有髮剃髪願出)
- 三三九〇 寛政八年四月(家跡延願の事)
- 三三九一 文化四年七月(兼帯は仰付ざる事)
- 三三九二 享保十八年六月(願により家跡立てられざる者、不被召立と認め(の事)
- 三三九三 元文元年六月(二男三男別立願申出の節、氣を附けの事)
- 三三九四 延享二年六月二十四日(科により召禿の家内より別立願は取揚なき事)
- 三三九五 宝暦二年十二月(変死致し者月を隔て願出)
- 三三九六 宝暦四年四月(家督継目御礼済まざる内は家内別立願は御免仰付ざる事)
- 三三九七 宝暦四年七月(変死致し者の遺言書は差し控え、親類より願出)
- 三三九八 宝暦六年七月(跡職四度の延願は与頭吟味書添の事)
- 三三九九 明和三年八月(別立弟養子出は実弟と記すべき事)
- 三四〇〇 明和四年三月二十三日(二男継目願書の事)
- 三四〇一 享保五年正月二十三日(継目五日中に願出)
- 三四〇二 安永二年九月(城下土隠居願、六十才以下は医師証文差出の事)
- 三四〇三 天明三年十月二十三日(奥小姓勤の家督願は表へ願出)
- 三四〇四 延享二年五月十六日(分地御礼の事)
- 三四〇五 延享二年十月二十三日(祖父継目孫へ相続の節、承祖忌服の事)
- 与帳前書
- 三四〇六 (組帳・高帳、礼改条目)
- 三四〇七 (与頭心得の条々)
- 三四〇八 享保九年七月(欠落者と帳・高帳削除の事)
- 諸願書案
- 三四〇九 (御目見願書の事)
- 三四一〇 (家督人死亡・跡職届の事他)
- 三四一一 (遺言書の跡職願書案)
- 三四一二

- の1 文化七年十月（江戸にて病死の節、遺言書および死亡・
跡職など届の次書）
- の2 （遺言書案）
- 三四一三 （御目見願書案）
三四一四 （別立成願書案）
三四一五 （嫡子成願書案）
三四一六 （隠居成願書案）
三四一七 （御番入願書案）
三四一八 （雑髪・惣髪成願書案）
三四一九 （高上り願書案）
三四二〇 （養子成願書案・養家親類より願書案）
三四二一 （乱心等にて田入の者相果ての節届書案）
三四二二 （前髪取願書案）
三四二三 （御目見仰付に付、御問案文）
三四二四 閏二月朔日（継目の御礼願書の事）
三四二五 未五月二十一日（家内与入願の事）
三四二六 （島人嫡子成願案）
三四二七 未九月（縁与願書の事）

鹿児島県史料編さん関係者

	資料編 集	資料調査 員	学芸専門 員	調査史料 室長	館長	鹿児島県 歴史資料 センター 黎明館				委員				史料編 さん 問	
中木原真理	榉山美和	上山村文	林匡	徳永和喜	長牛之濱道久		大賀郁夫	日隈正守	三木靖	原口泉	安藤保	鹿兒島大 学名誉教 授	尚古集成 館前館長	国立歴史 民俗博物 館前館長	東京大 学史料編 纂所所長
	梶ヶ山梨沙	高原千鶴						堂満幸子	宮下満郎	山田尚二	晋味	五克夫	芳即正	宮地正人	保立道久

鹿児島県史料

薩摩藩法令史料集三

平成18年1月10日 印刷

非売品

平成18年1月31日 発行

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 株式会社 きょうせい